

告示年号・番号		掲載頁
昭和五十六年建設省告示第千百号	告示編	128
昭和六十二年建設省告示第千八百九十九号	告示編	175
平成十二年建設省告示第千三百四十七号	告示編	192
平成十二年建設省告示第千三百八十九号	告示編	245
平成十二年建設省告示第千四百三十三号	告示編	313
平成十二年建設省告示第千四百五十六号	告示編	517
平成十二年建設省告示第千四百五十七号	告示編	519
平成十四年国土交通省告示第四百六十三号	告示編	777
平成十九年国土交通省告示第五百九十三号	告示編	910
平成十九年国土交通省告示第八百三十五号	告示編	1003
平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号	告示編	1387
平成二十八年国土交通省告示第六百九十一号	告示編	1454
令和元年国土交通省告示第百九十三号	告示編	1535
令和元年国土交通省告示第百九十四号	告示編	1600
令和元年国土交通省告示第百九十八号	告示編	1620
令和六年国土交通省告示第二百二十七号	告示編	1830
令和六年国土交通省告示第二百三十一号	告示編	1853
令和六年国土交通省告示第二百八十四号	告示編	1872
令和六年国土交通省告示第四百四十五号	告示編	1880

建設省告示第千百号

(昭和五十六年六月一日)

- (改正(い)) 昭和六十二年十一月十四日建設省告示第千九百二十六号)
- (改正(ろ)) 平成二年十一月二十六日建設省告示第千八百九十七号)
- (改正(は)) 平成八年十一月十八日建設省告示第千八百八十八号)
- (改正(に)) 平成十二年十二月二十六日建設省告示第千四百六十五号)
- (改正(ほ)) 平成十五年十二月九日国土交通省告示第千五百四十三号)
- (改正(へ)) 平成十六年九月二十九日国土交通省告示第千七百七十一号)
- (改正(と)) 平成十九年五月十八日国土交通省告示第六百十五号)
- (改正(ち)) 平成二十八年六月一日国土交通省告示第七百九十六号)
- (改正(り)) 平成二十九年九月二十六日国土交通省告示第八百六十七号)
- (改正(ぬ)) 平成三十年三月二十六日国土交通省告示第四百九十号)
- (改正(る)) 令和元年六月二十五日国土交通省告示第二百三十三号)
- (改正(を)) 令和六年五月三十一日国土交通省告示第四百四十七号)
- (改正(わ)) 令和六年七月九日国土交通省告示第千五百号)
- (改正(か)) 令和七年三月二十七日国土交通省告示第二百十五号)

木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件 (い) (を)

建築基準法施行令 (昭和二十五年政令第三百二十八号) 第四十六條第四項の規定に基づき、木造の建築物の軸組の構造方法を第一に、木造の建築物の軸組の設置の基準を第二から第五までに定める。(い) (を)

第一 建築基準法施行令 (以下「令」という。) 第四十六條第四項に規定する木造の建築物の軸組の構造方法は、次の各号に定めるものとする。(い) (を)

積当たりの必要壁量」という。)を乗じて得た数値(以下この号において「必要壁量」という。)。この場合において、第一各号に定める軸組及び令第四十六条第四項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組のうち、第一第十二号に定める軸組及びこれに類する形状の軸組(以下「準耐力壁等」という。))以外のものの長さに当該軸組の倍率の数値を乗じて得た長さの合計は、準耐力壁等において柱の折損その他の脆性的な破壊によつて構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれがないことが確かめられた場合を除き、必要壁量の二分の一以上としなければならない。

$$L_w = (A_i \cdot C_o \cdot \Sigma_{wi}) / (0.0196 \cdot A_{fi})$$

この式において、 $L_w$ 、 $A_i$ 、 $C_o$ 、 $\Sigma_{wi}$ 及び $A_{fi}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L_w$  単位面積あたりの必要壁量(単位 一平方メートルにつきセンチメートル)

$A_i$  昭和五十五年建設省告示第七百九十三号第三に定める式により算出した数値。この場合において、同告示第三中「和(建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。以下同じ。)」とあるのは、「和」と読み替えるものとする。(か)

$C_o$  〇・二(特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によつて指定した区域内においては、〇・三)(か)

$\Sigma_{wi}$  当該階(当該階が三階以下の階である場合に限る。)が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和(単位 キロニュートン)

$A_{fi}$  当該階の床面積(当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、当該階の床面積に小屋裏面積を加えた面積)(単位 平方メートル)

二 当該階(当該階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。)の見付面積(張り間方向又は桁行方向の鉛直投影面積をいう。以下この号において同じ。)から当該階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表に掲げる数値を乗じて得た数値

	区	域	
(一)	特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定する区域		見付面積に乘ずる数値(単位 一平方メートルにつきセンチメートル) 五〇を超え、七五以下の範囲内において特定行政庁がその地方における風の状況に応じて規則で定める数値
(二)	(一)に掲げる区域以外の区域		五〇

率がいずれも一を超える場合においては、この限りでない。

**第五** 令第四十六条第四項に規定する木造の建築物のうち、地階を除く階数が三で高さが十三メートルを超え、十六メートル以下のものにあつては、次の式によつて計算した各階の壁量充足率比が、それぞれ十分の六以上であることを確かめなければならない。ただし、令第八十二条の六第二号イに適合することが確かめられた場合にあつては、この限りでない。(か)

$$R = r / \bar{r}$$

この式において、 $R$ 、 $r$ 及び $\bar{r}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $R_f$  各階の壁量充足率比
- $r$  各階の壁量充足率(第三第一項に規定する存在壁量を同項第一号に規定する必要壁量で除した数値をいう。)
- $\bar{r}$  当該建築物についての $r$ の相加平均

**第六** 令第八十八条第一項に規定する地震力により建築物の各階の張り間方向又は桁行方向に生ずる水平力に対する当該階の壁又は筋かいが負担する水平力の比が〇・八以上であつて、かつ、昭和六十二年建設省告示第千八百九十九号に規定する構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた木造の建築物(地階を除く階数が三以下であるもの)に限り、直交集成板を用いたパネルを水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法によるもの及び短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が一メートルにつき一三・七二キロニュートンを超える軸組を用いるものを除く。)にあつては、第二から第四までに定める基準によらないことができる。(を)(わ)

別表第一 (を)

		(い)	(ろ)
(一)	土塗壁又は木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付けた壁を設けた軸組		〇・五
(二)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の両面に打ち付けた壁を設けた軸組 厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材又は径九ミリメートル以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組		一
(三)	厚さ三センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組		一・五
(四)	厚さ四・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組		二

第三(3)欄の改正規定及び同表第一号の改正規定に限る。)及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(中略)

(準備行為)

**第三条** 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和六年政令第百七十一号。以下「整備政令」という。)による改正後の建築基準法施行令(以下「新令」という。)第四十六条第四項の規定に基づき国土交通大臣がする認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行前においても、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六十八条の二十五の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

**第四条** この告示の施行の際現に存する軸組のうち、第一条の規定による改正前の昭和五十六年建設省告示第千百号(以下「旧第千百号告示」という。)第十一号から第十三号までに定める軸組(旧第千百号告示第二十一号に規定する数値の和が五を超えるものに限る。)の倍率の数値は、第一条の規定による改正後の昭和五十六年建設省告示第千百号(以下「新第千百号告示」という。)の規定にかかわらず、五とすることができる。

2 この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までにその工事に着手する地階を除く階数が二以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下の木造の建築物(延べ面積が三百平方メートルを超えるものを除く。)については、新令第四十三条第一項及び第四十六条第四項並びに新第千百号告示及び第三条の規定による改正後の平成十二年建設省告示第千三百四十九号に規定する基準によることとするための設計の変更を要することその他の事由により、当該基準により難いと認められる場合においては、整備政令による改正前の建築基準法施行令第四十三条第一項及び第四十六条第四項、旧第千百号告示及び第三条の規定による改正前の平成十二年建設省告示第千三百四十九号並びに附則第二条の規定による廃止前の平成十二年建設省告示第千三百五十一号及び平成十二年建設省告示第千三百五十二号に規定する基準によることができる。

**附 則 (わ)**

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。ただし、第一条、第二条、第五条(平成十二年建設省告示第千四百四十六号別表第一の改正規定に限る。)及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

## 附 則 (か)

### (施行期日)

- 1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。  
(構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正)
- 2 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(平成十四年国土交通省告示第四百六十三号)の一部を次のように改正する。  
(後略)

建設省告示第千八百九十九号 (昭和六十二年十一月十日)

(改正(イ)) 平成十二年五月二十三日建設省告示第千三百五十号)

(改正(ロ)) 平成十二年十二月二十六日建設省告示第千四百六十五号)

(改正(ハ)) 平成十九年五月十八日国土交通省告示第六百十七号)

(改正(ニ)) 令和六年五月三十一日国土交通省告示第四百四十七号)

(改正(ホ)) 令和七年三月二十七日国土交通省告示第百二十五号)

木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件(イ)

建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十六条第二項第一号ハ及び第三項ただし書並びに第六十九条の規定に基づき、木造若しく

は鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準は、次に掲げるものとする。(イ)(ニ)

(ホ)

一 令第八十二条各号に定めるところによること。(ハ)

二 令第八十二条の二に定めるところによること。ただし、令第八十八条第一項に規定する標準せん断力係数を $0.3$ 以上とした地震力によって構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行って安全性が確かめられた場合にあつては、この限りでない。(ハ)

三 木造の建築物にあつては、令第八十二条の六第二号ロに定めるところにより張り間方向及びけた行方向の偏心率を計算し、それぞれ $0.15$ を超えないことを確かめること。ただし、偏心率が $0.15$ を超える方向について、次のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。(ハ)

イ 偏心率が $0.3$ 以下であり、かつ、令第八十八条第一項に規定する地震力について標準層せん断力係数を $0.2$ に昭和五十五年建設省告示第千七百九十二号第七の表二の式によって計算した $F_e$ の数値を乗じて得た数値以上とする計算をして令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行って安全性が確かめられた場合(ハ)

ロ 偏心率が $0.3$ 以下であり、かつ、令第八十八条第一項に規定する地震力が作用する場合における各階の構造耐力上主要な部分の当該階の剛心からの距離に応じたねじれの大きさを考慮して当該構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行って安全性が確かめられた場合(ハ)

ハ 令第八十二条の三の規定に適合する場合(ハ)

附 則

この告示は昭和六十二年十一月十六日から施行する。

附 則 (い)

この告示は平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (ろ)

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (は)

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

附 則 (に)

(施行期日)

第一条 この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

(以下略)

附 則 (ほ)

(施行期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

(構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正)

2 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十三号）の一部を次のように改正する。

(後略)

建設省告示第千三百四十七号

(平成十二年五月二十三日)

(改正(い)) 平成二十九年九月四日国土交通省告示第八百十三号)

(改正(ろ)) 平成三十年九月十二日国土交通省告示第九十八号)

(改正(は)) 令和元年六月二十五日国土交通省告示第二百三号)

(改正(に)) 令和四年五月二十七日国土交通省告示第五百九十二号)

(改正(ほ)) 令和六年七月九日国土交通省告示第十五号)

(改正(へ)) 令和七年三月二十七日国土交通省告示第二百五十五号)

建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十八条第三項及び第四項の規定に基づき、建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を次のように定める。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第三十八条第三項に規定する建築物の基礎の構造は、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度(改良された地盤にあつては、改良後の許容応力度とする。以下同じ。)が一平方メートルにつき二十キロニュートン未満の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造と、一平方メートルにつき二十キロニュートン以上三十キロニュートン未満の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造又はべた基礎と、一平方メートルにつき三十キロニュートン以上の場合にあつては基礎ぐいを用いた構造、べた基礎又は布基礎としなければならない。(へ)

2 建築物の基礎を基礎ぐいを用いた構造とする場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。

一 基礎ぐいは、構造耐力上安全に基礎ぐいの上部を支えるよう配置すること。

二 木造の建築物若しくは木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分(平家建ての建築物で延べ面積が五十平方メートル以下のものを除く。)の土台の下又は組積造の壁若しくは補強コンクリートブロック造の耐力壁の下にあつては、一体の鉄筋コンクリート(二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを含む。以下同じ。)の基礎ばりを設けること。(ほ)

三 基礎ぐいの構造は、次に定めるところによるか、又はこれらと同等以上の支持力を有するものとする。

イ 場所打ちコンクリートぐいとする場合にあつては、次に定める構造とすること。

底盤の幅(単位 センチメートル)		建築物の種類	
地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方メートルにつき) (キロニュートン)		木造又は鉄骨造その他これに類する重量の小さな建築物	その他の建築物
三〇以上五〇未満の場合		平家建て	二階建て
五〇以上七〇未満の場合		二四	三六
七〇以上の場合		一八	二四
			三〇
			四五
			六〇
			七〇

三 前号の規定による底盤の幅が二十四センチメートルを超えるものとした場合には、底盤に補強筋として径九ミリメートル以上の鉄筋を三十三センチメートル以下の間隔で配置し、底盤の両端部に配置した径九ミリメートル以上の鉄筋と緊結すること。(ほ)

5 次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の構造部分の基礎の構造は、当該建築物又は建築物の構造部分に作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、第一項に規定する構造によらないことができる。(へ)

一 木造の建築物のうち、茶室、あずまやその他これらに類する建築物(へ)

二 物置、納屋その他これらに類する建築物のうち、延べ面積が十平方メートル以内のもの(へ)

三 木造建築物又は木造と組積造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分のうち、令第四十二条第一項ただし書の規定により土台を設けないもの(地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度が一平方メートルにつき七十キロニュートン以上の場合に限る。)(へ)

四 門、塀その他これらに類する建築物(へ)

五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第二項、第六項又は第七項に規定する建築物(同法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物(木造の建築物にあつては、地階を除く階数が三以上であるもの、延べ面積が三百平方メートルを超えるもの又は高さが十六メートルを超えるものに限る。))を除く。(へ)

第二 令第三十八条第四項に規定する建築物の基礎の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 建築物、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じて、土圧、水圧その他の荷重及び外力を採用し、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算を行うこと。

二 前号の構造計算を行うに当たり、自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及

び沈下が生じないことを確かめること。

#### 附則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

#### 附則(い)

この告示は、公布の日から施行する。

#### 附則(ろ)

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年九月二十五日）から施行する。

#### 附則(は)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

#### 附則(に)

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年五月三十一日）から施行する。

#### 附則(ほ)

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

(以下略)

#### 附則(へ)

##### (施行期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

(構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正)

2 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十三号）の一部を次のように改正する。

(後略)

建設省告示第千三百八十九号

(平成十二年五月二十九日)

(改正(い))平成二十七年一月二十九日国土交通省告示第百八十四号)

(改正(ろ))令和七年三月二十七日国土交通省告示第百十五号)

屋上から突出する水槽、煙突等の構造計算の基準を定める件

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二十条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、冷却塔、煙突その他これらに類するもの(以下「屋上水槽等」という。)の構造計算の基準は、次のとおりとする。(い)(ろ)

一 屋上水槽等、支持構造部、屋上水槽等の支持構造部への取付け部分及び屋上水槽等又は支持構造部の建築物の構造耐力上主要な部分への取付け部分は、荷重及び外力によって当該部分に生ずる力(次の表に掲げる組合せによる各力の合計をいう。)に対して安全上支障のないことを確認すること。

$$P = kw$$

この式において、 $P$ 、 $k$ 及び $w$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$P$  地震力(単位 ニュートン)

$k$  水平震度(令第八十八条第一項に規定する $Z$ の数値に $1 \cdot 0$ 以上の数値を乗じて得た数値とする。)

$w$  屋上水槽等及び支持構造部の固定荷重と屋上水槽等の積載荷重との和(令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。)(単位 ニュートン)

二 屋上水槽等又は支持構造部が緊結される建築物の構造上主要な部分は、屋上水槽等又は支持構造部から伝達される力に対して安全上支障のないことを確認すること。

#### 附 則

1 この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

2 昭和五十六年建設省告示第千百一号は、廃止する。

#### 附 則 (い)

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

#### 附 則 (ろ)

#### (施行期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

(構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正)

2 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(平成十四年国土交通省告示第四百六十三号)の一部を次のように改正する。

#### (後略)

建設省告示第千四百三十三号 (平成十二年五月三十一日)

- (改正(い)) 平成十三年二月一日国土交通省告示第六十四号
- (改正(ろ)) 平成二十七年二月二十三日国土交通省告示第二百五十八号
- (改正(は)) 令和六年三月二十九日国土交通省告示第二百七十三号
- (改正(に)) 令和七年二月二十八日国土交通省告示第百五十七号

耐火性能検証法に関する算出方法を定める件

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第百八条の四第二項第一号に規定する当該室内の可燃物の発熱量は、次の式によって算出するものとする。(は)

$$Q_r = q_l A_r + \sum (q_f A_f d_f) + \sum f_a \{ q_{ra} A_{ra} + \sum (q_{fa} A_{fa} d_{fa}) \}$$

この式において、 $Q_r$ 、 $q_l$ 、 $A_r$ 、 $q_f$ 、 $A_f$ 、 $d_f$ 、 $f_a$ 、 $q_{ra}$ 、 $A_{ra}$ 、 $q_{fa}$ 、 $A_{fa}$ 、及び $d_{fa}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $Q_r$  当該室内の可燃物の発熱量(単位 メガジュール)
- $q_l$  当該室内の収納可燃物の床面積一平方メートル当たりの発熱量(単位 一平方メートルにつきメガジュール)
- $A_r$  当該室の床面積(単位 平方メートル)
- $q_f$  当該室の壁、床及び天井(天井のない場合においては、屋根。以下同じ。)の室内に面する部分の仕上げに用いる建築材料(以下「内装用建築材料」という。以下同じ。)の表面積一平方メートル厚さ一ミリメートル当たりの発熱量(単位 一平方メートルミリメートルにつきメガジュール)
- $A_f$  当該室の内装用建築材料の種類ごとの各部分の表面積(単位 平方メートル)
- $d_f$  当該室の内装用建築材料の厚さ(単位 ミリメートル)
- $f_a$  当該室と隣接室の間の壁又は床の種類及び壁又は床の開口部の種類に応じて次の表の熱侵入係数の欄に掲げる数値

壁 又は 床	壁又は床の開口部	熱侵入係数
耐火構造(令第百八条の四第三項の規定により耐火構造とみなされるものを含む。以下この表において同じ。)であるもの(い)(は)	特定防火設備(令第百八条の四第四項の規定により特定防火設備とみなされるものを含む。以下この表において同じ。)が設けられたもの(い)(は)	○・○

この式において、 $q_i$ 、 $A_r$ 、 $A_f$ 及び $\phi$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$q_i$  当該室内の収納可燃物の床面積一平方メートル当たりの発熱量（単位 一平方メートルにつきメガジュール）

$A_r$  当該室の床面積（単位 平方メートル）

$A_f$  当該室の壁、床及び天井の室内に面する部分の仕上げに用いる建築材料の種類ごとの各部分の表面積（単位 平方メートル）

$\phi$  建築材料の種類に応じて次の表の酸素消費係数の欄に掲げる数値

建築材料の種類	酸素消費係数
不燃材料	○・一
準不燃材料（不燃材料であるものを除く。）	○・二
難燃材料（準不燃材料であるものを除く。）	○・四
木材その他これに類するもの（難燃材料を除く。）	一・〇

$A_{fuel} q_b$  当該室内の可燃物の一秒間当たりの発熱量（単位 メガワット）

可燃物表面積（単位 平方メートル）

第三 令第八八条の四第二項第二号に規定する屋内火災保有耐火時間を求める方法は、次の各号に掲げる建築物の部分に応じ、**当該各号**に定めるところによるものとする。（は）**(二)**

一 壁（耐力壁に限る。）当該構造の構造方法の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより屋内火災保有耐火時間を求めること。

イ 鉄筋コンクリート造（コンクリートの設計基準強度が**一平方ミリメートル**につき六〇ニュートン以下のものに限る。第四第一号

イにおいて同じ。）で、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが三センチメートル以上のもの 次に定めるところにより屋内火災

保有耐火時間を求めること。**(二)**

(1) 屋内火災保有耐火時間を次の式によつて計算すること。

$$t_r = \min \left[ \max \left\{ \frac{16772 (cd)^2}{\alpha^{3/2} \left( \log_e \frac{0.673}{(cd)^{1/3}} \right)^2}, \left( \frac{480}{\alpha} \right)^6, \frac{118.4 c_p D^2}{\alpha^{3/2}} \right\}, \frac{118.4 c_p D^2}{\alpha^{3/2}} \right]$$

$t_{fr}$  屋外火災保有耐火時間（単位 分）

$t_A$  耐火時間（単位 分）

2 第三第二項の規定は、前項各号において主要構造部に作用している力を計算する場合について準用する。

第五 令第八八条の四第五項第二号に規定する保有遮炎時間を求める方法は、次の各号に掲げる構造方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。（は）

二 法第二条第九号の二口に規定する防火設備（防火戸に限る。）であるもの 保有遮炎時間を次の式によって計算すること。

$$t_{fs} = 20 \left( \frac{460}{\alpha} \right)^{3/2}$$

この式において、 $t_{fs}$ 及び $\alpha$ は、次の数値を表すものとする。

$t_{fs}$  保有遮炎時間（単位 分）

$\alpha$  火災温度上昇係数

二 特定防火設備（防火戸に限る。）であるもの 保有遮炎時間を次の式によって計算すること。

$$t_{fs} = 60 \left( \frac{460}{\alpha} \right)^{3/2}$$

この式において、 $t_{fs}$ 及び $\alpha$ は、次の数値を表すものとする。

$t_{fs}$  保有遮炎時間（単位 分）

$\alpha$  火災温度上昇係数

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則（ろ）

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則（は）

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（に）

この告示は、公布の日から施行する。

## 建設省告示第千四百五十六号

(平成十二年五月三十一日)  
(改正) 平成二十九年九月二十七日国土交通省告示第千二百二十九号)  
(改正) 平成二十九年九月四日国土交通省告示第千八百十三号)  
(改正) 平成三十年九月十二日国土交通省告示第千九十八号)  
(改正) 令和四年五月二十七日国土交通省告示第千五百九十二号)  
(改正) 令和七年三月二十七日国土交通省告示第千二百十五号)

### 鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第六十六条の規定に基づき、鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を次のように定める。

- 1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第六十六条に規定する国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げる柱の脚部の構造に応じ、当該各号に定めるものとする。(い)(ろ)(は)(に)(ほ)
  - 一 露出形式柱脚 次のイからへまで(令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合にあつては、ロ及びひ)に掲げる基準に適合すること。(い)(ほ)
  - イ アンカーボルトが、当該柱の中心に対して均等に配置されていること。
  - ロ アンカーボルトには座金を用い、ナット部分の溶接、ナットの二重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止めを施したものであること。
  - ハ アンカーボルトの基礎に対する定着長さがアンカーボルトの径の二十倍以上であり、かつ、その先端をかぎ状に折り曲げるか又は定着金物を設けたものであること。ただし、アンカーボルトの付着力を考慮してアンカーボルトの抜け出し及びコンクリートの破壊が生じないことが確かめられた場合においては、この限りでない。
  - ニ 柱の最下端の断面積に対するアンカーボルトの全断面積の割合が二十パーセント以上であること。
  - ホ 鉄骨柱のベースプレートの厚さをアンカーボルトの径の一・三倍以上としたものであること。
  - ヘ アンカーボルト孔の径を当該アンカーボルトの径に五ミリメートルを加えた数値以下の数値とし、かつ、縁端距離（当該アンカーボルトの中心軸からベースプレートの縁端部までの距離のうち最短のものをいう。以下同じ。）を次の表に掲げるアンカーボルトの径及びベースプレートの縁端部の種類に応じてそれぞれ次の表に定める数値以上の数値としたものであること。

アンカーボルトの径（単位 ミリメートル）	縁端距離（単位 ミリメートル）	
	せん断縁又は手動ガス切断縁	圧延縁、自動ガス切断縁、のこ引き縁又は機械仕上げ縁等
一〇以下の場合	一八	一六
一〇を超え一二以下の場合	二二	一八
一二を超え一六以下の場合	二八	二二
一六を超え二〇以下の場合	三四	二六
二〇を超え二二以下の場合	三八	二八
二二を超え二四以下の場合	四四	三二
二四を超え二七以下の場合	四九	三六
二七を超え三〇以下の場合	五四	四〇
三〇を超える場合	$\frac{9d}{5}$	$\frac{4d}{3}$

この表において、 $d$ は、アンカーボルトの径（単位 ミリメートル）を表すものとする。

二 根巻き形式柱脚 次のイからハまで（令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合にあつては、ハ）に掲げる基準に適合すること。（ほ）

イ 根巻き部分（鉄骨の柱の脚部において鉄筋コンクリートで覆われた部分をいう。ロ及びハにおいて同じ。）の高さは、柱幅（張り間方向及び桁行方向の柱の見付け幅のうち大きい方をいう。次号イ及びハにおいて同じ。）の二・五倍以上であること。（ほ）

ロ 根巻き部分の鉄筋コンクリートの主筋（以下「立上り主筋」という。）は四本以上とし、その頂部をかぎ状に折り曲げたものであること。この場合において、立上り主筋の定着長さは、定着位置と鉄筋の種類に応じて次の表に掲げる数値を鉄筋の径に乗じて得た数値以上の数値としなければならない。ただし、その付着力を考慮してこれと同等以上の定着効果を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

根巻き部分	定着位置	鉄筋の種類	
		異形鉄筋	丸鋼
基礎		四〇	五〇
		二五	三五

ハ 根巻き部分に令第七十七条第二号及び第三号に規定する帯筋を配置したものであること。ただし、令第三章第八節第一款の二に規定する保有水平耐力計算を行った場合においては、この限りでない。(い)

三 埋込み形式柱脚 次に掲げる基準に適合すること。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合は、この限りでない。(ほ)

イ コンクリートへの柱の埋込み部分の深さが柱幅の二倍以上であること。

ロ 側柱又は隅柱の柱脚にあつては、径九ミリメートル以上のU字形の補強筋その他これに類するものにより補強されていること。

ハ 埋込み部分の鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが鉄骨の柱幅以上であること。(い)

2 次の各号のいずれかに該当する建築物の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法は、当該建築物に作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、前項の基準によらないことができる。(ほ)

一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第二項、第六項又は第七項に規定する建築物(同法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物を除く。)(ほ)

二 コンテナその他これに類するものを利用した建築物のうち、階数が一であるもの(ほ)

附則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附則(ろ)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(は)

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年九月二十五日）から施行する。

附 則（に）

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年五月三十一日）から施行する。

附 則（ほ）

（施行期日）

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

（構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

2 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十三号）の一部を次のように改正する。

（後略）

建設省告示第千四百五十七号

(平成十二年五月三十一日)

(改正(い)) 平成十三年三月三十日国土交通省告示第三百八十七号)

(改正(ろ)) 平成十九年五月十八日国土交通省告示第五百九十八号)

(改正(は)) 平成十九年九月二十七日国土交通省告示第二百三十号)

(改正(に)) 平成二十五年八月五日国土交通省告示第七百七十三号)

(改正(ほ)) 平成二十八年五月三十一日国土交通省告示第七百九十一号)

(改正(へ)) 令和七年三月二十七日国土交通省告示第二百十五号)

損傷限界変位、 $T_d$ 、 $Bdi$ 、層間変位、安全限界変位、 $T_s$ 、 $Bsi$ 、 $Fh$ 及び $G_s$ を計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を定める件(い)(ろ)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十二条の五第三号イからニまで、第五号、第七号並びに第八号の規定に基づき、損傷限界変位、 $T_d$ 、 $Bdi$ 、層間変位、安全限界変位、 $T_s$ 、 $Bsi$ 、 $Fh$ 及び $G_s$ を計算する方法並びに屋根ふき材等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。(い)(ろ)

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十二条の五に規定する限界耐力計算(第三号及び第五号に係る部分に限る。)は、増分解析に基づき行うものとし、かつ、各階が第六の規定によって計算した安全限界変位に達するまでに当該各階における有害な耐力の

周期調整係数は、次の式によって計算するものとする。

$$\Delta d = \frac{\sum_{i=1}^N m_i \delta d_i^2}{\sum_{i=1}^N m_i \delta d_i}$$

この式において、 $m_i$  及び  $\delta d_i$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\delta d_i$  第  $i$  階の質量 (単位 トン)

$m_i$  第  $i$  階の質量 (単位 トン)

$Mu_a$  の計算式に規定する第  $i$  階の基礎からの変位 (単位 メートル)

$\Delta d$

次の式によって計算した建築物の代表変位 (単位 メートル)

$$\Delta d = \frac{\sum_{i=1}^N m_i \delta d_i^2}{\sum_{i=1}^N m_i \delta d_i}$$

この式において、 $qd_i$ 、 $Qd_i$  及び  $m_i$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

第  $i$  階の損傷限界耐力の一階層せん断力係数換算値

第  $i$  階の損傷限界耐力 (単位 キロニュートン)

第四の規定による第  $i$  階における加速度の分布係数 (へ)

第  $i$  階の質量 (単位 トン)

$$qd_i = \frac{\sum_{j=1}^N Bd_j \cdot m_j}{\sum_{j=1}^N Bd_j \cdot m_j} \cdot \frac{Qd_i}{\sum_{j=1}^N m_j \cdot g}$$

$Qd$

この式において、 $Bd_i$  及び  $Qd_i$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

第四の規定による第  $i$  階における加速度の分布係数 (へ)

建築物の損傷限界耐力 (単位 キロニュートン)

次に定めるところにより計算した建築物の損傷限界耐力 (単位 キロニュートン)

各階について次の式によって計算した損傷限界耐力の一階層せん断力係数換算値  $qd_i$  のうち最小の値に、建築物の全重量を乗じた値として計算すること。

$$d_a = \frac{3}{2} \left( \frac{T_{cl}}{2\pi} \right)^2 a_a + \frac{3}{2} L_{cl} \cdot R$$

この式において、 $d_{cl}$ 、 $T_{cl}$ 、 $a_{cl}$ 、 $L_{cl}$ 及び $R$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$d_{cl}$  天井面構成部材と壁等との隙間（単位 センチメートル）

$T_{cl}$  天井の水平方向の固有周期（単位 秒）

$a_{cl}$  口の水平方向の加速度により天井面に生ずる加速度（単位 センチメートル毎秒毎秒）

$L_{cl}$  衝突が生じないことを確かめる位置での吊り長さ（単位 センチメートル）

$R$  令第八十二条の五第三号の規定により求めた建築物の層間変位の各階の高さに対する割合

ニ イからハまでの構造計算を行うに当たり、風圧並びに地震以外の震動及び衝撃を適切に考慮すること。

**第十二** 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物にあつては、令第八十条の三ただし書の場合を除き、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類に応じ、それぞれ平成十三年国土交通省告示第三百八十三号第二二号イからハまで、第三第二号イ及びロ又は第四第二号イ及びロの規定によること。（イ）（ロ）

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則（い）

この告示は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（ろ）

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

附 則（に）

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（ほ）

（施行期日）

**第一条** この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。  
（後略）

附 則（へ）

（施行期日）

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

（構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

2 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十三号）の一部を次のように改正する。

（後略）

国土交通省告示第四百六十二号 (平成十四年五月二十七日)

(改正(い)) 平成十九年五月十八日国土交通省告示第六百九号  
(改正(ろ)) 令和元年六月二十五日国土交通省告示第二百三号  
(改正(は)) 令和七年三月二十七日国土交通省告示第二百十五号

構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第八十条の二第一号及び第二号の規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分にシステムトラス(トラス用機械式継手を使用し、鋼管、形鋼、棒鋼その他これらに類する形状の鋼材若しくはアルミニウム合金材(以下「主部材」という。))又は主部材に代わるロッド若しくはケーブルその他これらに類する引張り力を負担する部材(以下「ロッド等」という。)を相互に連結し構成されたトラスをいう。)を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四、同条第二項第二号の規定に基づき、同令第八十二条第二項第一号に規定する保有水平耐力計算によつて安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第五にそれぞれに指定する。(い)

第一 適用の範囲

構造耐力上主要な部分に用いるシステムトラスの構造方法は、次に定めるところによらなければならない。(い)

- 一 システムトラスに使用する主部材は、次に定めるところによらなければならない。
  - イ 折れ、ゆがみ、欠け等による耐力上の欠点のないものとする。
  - ロ 鋼管又は管状のアルミニウム合金材とすること。
  - ハ 長さは、一・八メートル以下とすること。
  - ニ 厚さは、一・六ミリメートル(アルミニウム合金材にあつては一ミリメートル)以上とすること。
  - ホ 径は、三十四ミリメートル(アルミニウム合金材にあつては二十五ミリメートル)以上とすること。
  - ヘ 圧縮材(圧縮力を負担する部材をいう。)の有効細長比は、百六十(アルミニウム合金材にあつては百十)以下とすること。
- 二 システムトラスに用いる主部材は、トラス用機械式継手を使用して相互に接合するものとし、主部材と接合部材(トラス用機械式継手のうち、複数の主部材を相互に構造耐力上安全に接合できるよう加工した球状又は円筒状の部分)をいう。以下同じ。)との接合は、接合部の実況に応じた加力試験によつて接合部の剛性及び耐力に関する性能が確認された次のいずれかの接合方法によらなければならない。
  - イ 次に定めるところによるボルトによる接合方法
  - (1) 主部材の端部に端部金物(ボルトを取り付けられるように加工した金物で、主部材の存在応力をボルト、接合部材その他のト

は、次のいずれかに定めるところによらなければならない。ただし、当該接合部が滑節構造であり、かつ、周囲の構造耐力上主要な部分（システムトラスを用いた部分を除く。）に存在応力を伝えることができるものとした場合においては、この限りでない。

一 ベースプレートと一体となった接合部材を周囲の構造耐力上主要な部分（システムトラスを用いた部分を除く。）に接合し、かつ、接合する部材の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。

イ 鋼材又はアルミニウム合金材との接合 溶接接合、ボルト接合又は高力ボルト接合とすること。この場合において、ボルト接合又は高力ボルト接合とした場合にあつては、令第六十八条（アルミニウム合金材と接合する場合にあつては、平成十四年国土交通省告示第四百十号第五項第一号）の規定を準用すること。

ロ コンクリートとの接合 アンカーボルトにより接合し、次に定めるところによること。（イ）

(1) アンカーボルトが、接合部の中心に対して均等に配置されていること。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて安全性が確かめられた場合は、この限りでない。

(2) アンカーボルトには座金を用い、ナット部分の溶接、ナットの二重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止めを施したものであること。

(3) アンカーボルトの構造耐力上主要な部分に対する定着長さが当該アンカーボルトの径の二十倍以上であり、かつ、当該アンカーボルトの先端をかぎ状に折り曲げたもの又は当該アンカーボルトに定着金物を設けたものとする。ただし、アンカーボルトの付着力に応じてアンカーボルトの抜け出し及びコンクリートの破壊が生じないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

(4) 接合部のベースプレートに接する部分の断面積に対するアンカーボルトの全断面積の割合が二十パーセント以上あること。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて安全性が確かめられた場合は、この限りでない。

(5) 接合部材と一体としたベースプレートの厚さをアンカーボルトの径の一・三倍（当該ベースプレートがアルミニウム合金材である場合は、二・〇倍）以上としたものであること。

(6) アンカーボルト孔の径を当該アンカーボルトの径に五ミリメートルを加えた数値以下の数値とし、かつ、縁端距離（当該アンカーボルトの中心軸からベースプレートの縁端部までの距離のうち最短のものをいう。）を平成十二年建設省告示第四百五十六号**第一項第一号**への表に掲げるアンカーボルトの径及びベースプレートの縁端部の種類に応じてそれぞれ同表に定める数値（当該ベースプレートがアルミニウム合金材である場合は、当該アンカーボルトの径の一・五倍の数値に五ミリメートルを加えて得た数値）以上の数値としたものであること。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて安全性が確

かめられた場合は、この限りでない。(は)

二 接合部材を周囲の構造耐力上主要な部分（システムトラスを用いた部分を除く。）と溶接接合すること。ただし、令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によつて安全性が確かめられた場合には、主部材を周囲の構造耐力上主要な部分（システムトラスを用いた部分を除く。）と溶接接合することができる。

三 接合部材を周囲の構造耐力上主要な部分（システムトラスを用いた部分を除く。）に用いる部材（鋼管、形鋼、棒鋼その他これらに類する形状の鋼材又はアルミニウム合金材に限る。）と第一第一項第二号に定める接合方法により接合すること。この場合において、同号中「システムトラスに用いる主部材は、トラス用機械式継手を使用して相互に接合する」とあるのは「周囲の構造耐力上主要な部分（システムトラスを用いた部分を除く。）に用いる部材は、トラス用機械式継手を使用して接合する」と、「主部材」とあるのは「周囲の構造耐力上主要な部分（システムトラスを用いた部分を除く。）に用いる部材」と読み替えるものとする。

### 第三 防錆措置等

一 構造耐力上主要な部分に用いるシステムトラスの主部材及び接合部材に厚さが二・三ミリメートル未満の鋼材（ステンレス鋼を除く。）を使用する場合の当該主部材及び接合部材の表面仕上げは、日本産業規格G三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九八に規定するめっきの付着量表示記号Z二七その他これに類する有効なさび止めのための措置を講じたものとする。ただし、主部材及び接合部材を屋外に面する部分及び湿潤状態となるおそれのある部分以外の部分に使用する場合にあっては、この限りでない。

二 構造耐力上主要な部分に用いるシステムトラスに使用するアルミニウム合金材のうち当該アルミニウム合金材以外の材料との接触によりアルミニウム合金材が構造耐力上支障のある腐食を生じやすい場合には、アルミニウム合金材に合成樹脂塗料の塗布その他これに類する有効な防食措置を講じなければならない。(ろ)

### 第四 耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第一第一項第一号イ及び同項第二号イ(4)並びに第三に定める安全上必要な技術的基準を指定する。(い)

### 第五 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定(い)

令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によつて安全性を確かめる場

合に適用を除外することができる技術的基準として、第一第一項（第一号イ、ニ及びハ並びに第二号を除く。）及び第二項並びに第二第一号イ（令第六十八条（アルミニウム合金材と接合する場合にあつては、平成十四年国土交通省告示第四百十号第五第二項第一号）の規定の準用に係る部分に限る。）及びロに定める技術的基準を指定する。（イ）

附則（イ）

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

附則（ロ）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（ハ）

（施行期日）

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

（後略）

国土交通省告示第五百九十三号

(平成十九年五月十八日)

- (改正(い)) 平成二十年九月三十日国土交通省告示第千六百六十四号)
- (改正(ろ)) 平成二十三年四月二十七日国土交通省告示第四百二十八号)
- (改正(は)) 平成二十五年八月五日国土交通省告示第七百七十八号)
- (改正(に)) 平成二十七年一月二十九日国土交通省告示第百八十六号)
- (改正(ほ)) 平成二十八年四月一日国土交通省告示第六百十三号)
- (改正(へ)) 平成二十八年五月三十一日国土交通省告示第七百九十一号)
- (改正(と)) 令和元年六月二十五日国土交通省告示第百二十三号)
- (改正(ち)) 令和六年六月二十八日国土交通省告示第九百七十七号)
- (改正(り)) 令和六年七月九日国土交通省告示第千五百号)
- (改正(ぬ)) 令和六年九月十九日国土交通省告示第千六百六十七号)
- (改正(る)) 令和七年三月二十七日国土交通省告示第百二十五号)

建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によつて地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限つて国土交通大臣が指定する建築物は、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超える建築物及び当該建築物を除くほか、組積造、補強コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の建築物のうち、次に掲げる建築物(平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。)とする。(い)(り)(る)

- 一 地階を除く階数が三以下及び高さが十六メートル以下である鉄骨造の建築物であつて、次のイからニまで(薄板軽量形鋼造の建築物にあつてはイ(1)を除く。)又はニ、屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつてはイ又はニ(1)のいずれかに該当するもの以外のもの(ろ)(に)(り)

- (3) 前号イ(6)の規定に適合するもの(は)(り)
- ロ 施行規則第一条の三第二項第二号ロ(2)の規定に基づき、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分
- 三 組積造若しくは補強コンクリートブロック造の建築物(地階を除く階数が三以下であるものに限る。)又は無筋コンクリート造の建築物であつて、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの(り)(る)
- 四 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイからへまでに該当するもの以外のもの(次号イからへまでに該当するもの及び第六号イ又はロに該当するものを除く。)(は)(に)(り)
- イ 地階を除く階数が三以下であるもの(は)(に)
- ロ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの(は)(に)
- ハ 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの(は)(に)
- ニ 鉄骨造の構造部分を有する階が第一号イ(2)、(4)及び(5)の規定に適合するもの(は)(に)(り)
- ホ 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が第二号イ(1)及び(2)の規定に適合するもの(は)(に)(り)へ 第一号イ(6)の規定に適合するもの(は)(に)
- 五 木造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のうち一の構造と鉄骨造とを併用する建築物であつて、次のイからへまでに該当するもの以外のもの(前号イからへまでに該当するものを除く。)(り)
- イ 次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの(り)(る)
- (1) 地階を除く階数が二又は三であり、かつ、一階部分を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、二階以上の部分を鉄骨造としたもの
- (2) 地階を除く階数が三であり、かつ、一階及び二階部分を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、三階部分を鉄骨造としたもの
- (3) 地階を除く階数が二又は三であり、かつ、一階部分を鉄骨造とし、二階以上の部分を木造としたもの(る)
- (4) 地階を除く階数が三であり、かつ、一階及び二階部分を鉄骨造とし、三階部分を木造としたもの(る)
- ロ 高さが十六メートル以下であるもの(り)

- ハ 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの(り)
- ニ 鉄骨造の構造部分を有する階が第一号イ(2)及び(5)並びにロ(5)及び(8)並びにハ(2)から(5)までの規定に適合するもの(り)
- ホ 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分が第二号イ(1)及び(2)の規定に適合するもの(り)
- ヘ 第一号イ(6)の規定に適合するもの(り)
- 六 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの(第四号イからへまでに該当するものを除く。)(に)(り)
- イ 次の(1)から(11)までに該当するもの(は)(こ)(へ)
- (1) 次の(i)又は(ii)に該当するもの
- (i) 地階を除く階数が二又は三であり、かつ、一階部分を鉄筋コンクリート造とし、二階以上の部分を木造としたもの
- (ii) 地階を除く階数が三であり、かつ、一階及び二階部分を鉄筋コンクリート造とし、三階部分を木造としたもの
- (2) 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの
- (3) 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの
- (4) 地上部分について、令第八十二条の二に適合することが確かめられたもの
- (5) (1)(i)に該当するものうち地階を除く階数が三であるものにあつては、二階及び三階部分について、令第八十二条の六第二号イに適合することが確かめられたもの。この場合において、同号イ中「当該建築物」とあるのは、「二階及び三階部分」と読み替えるものとする。
- (6) (1)(ii)に該当するものにあつては、一階及び二階部分について、令第八十二条の六第二号イに適合することが確かめられたもの。この場合において、同号イ中「当該建築物」とあるのは、「一階及び二階部分」と読み替えるものとする。
- (7) 地上部分について、各階の偏心率が令第八十二条の六第二号ロに適合することが確かめられたもの
- (8) 鉄筋コンクリート造の構造部分について、昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第三第一号に定める構造計算を行ったもの
- (9) 木造の構造部分について、昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第一に定める構造計算を行ったもの
- (10) CLTパネル工法を用いた建築物の構造部分について、平成二十八年国土交通省告示第六百一十一号**第九第一項第二号**に定める構造計算を行ったもの(ほ)(る)

- (11) 第一号イ(6)の規定に適合するもの(は)(り)
  - ロ 次の(1)から(5)までに該当するもの(は)(に)
    - (1) 地階を除く階数が二であり、かつ、一階部分を鉄筋コンクリート造とし、二階部分を木造としたもの
    - (2) イ(2)、(4)及び(7)から(10)までに該当するもの(へ)
    - (3) 延べ面積が三千平方メートル以内であるもの
    - (4) 二階部分の令第八十八条第一項に規定する地震力について、標準せん断力係数を〇・三以上(同項ただし書の区域内における木造のもの(令第四十六条第二項第一号に掲げる基準に適合するものを除く。))にあつては、〇・四五以上)とする計算をし、当該地震力によつて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたもの又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該建築物の振動特性を適切に考慮し、安全上支障のないことが確かめられたもの
    - (5) 第一号イ(6)の規定に適合するもの(は)(り)
- 七 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であつて、デッキプレート版を用いた部分以外の部分(建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。)が次のイからトまでのいずれか及びチに該当するもの以外のもの(ろ)(は)(に)(り)
- イ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である木造のもの
  - ロ 地階を除く階数が三以下である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物であつて、高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの(る)
  - ハ 地階を除く階数が三以下及び高さが十六メートル以下である鉄骨造のものであつて、第一号イからハまでのいずれか(薄板軽量形鋼造の建築物にあつてはイ(1)を除く。)まで、屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつてはイ)に該当するもの(り)
  - ニ 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造(壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。)若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造のもの又はこれらの構造を併用するものであつて、第二号イに該当するもの
  - ホ 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用するもの又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用するものであつて、第四号イからホまでに該当するもの(り)

へ 木造又は鉄筋コンクリート造のうち一の構造と鉄骨造の構造とを併用する建築物であつて、第五号イからホまでに該当するもの(り)  
 ト 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであつて、前号イ(1)から(ロ)まで又は前号ロ(1)から(4)までに該当するもの(へ)(り)  
 チ 第一号イ(6)の規定に適合するもの(は)(ち)

八 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物であつて、軽量気泡コンクリートパネルを用いた部分以外の部分(建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。)が前号イ若しくはハ、ホ(木造と鉄骨造の構造を併用するものに限る。)又はへのいずれか及び同号チに該当するもの以外のもの(ろ)(に)(り)

九 屋根版にシステムトラスを用いた建築物であつて、屋根版以外の部分(建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。)が第七号イからトまでのいずれか及び同号チに該当するもの以外のもの(い)(ろ)(は)(に)(り)

十 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造の建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの(ろ)(に)(ち)イ 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 次の(i)から(iii)までに規定する構造方法に該当するもの(ち)

(i) 膜面(張力を導入した膜材料等及び当該膜材料等と一体となる骨組又は構造用ケーブルにより荷重及び外力を負担するものをいう。以下同じ。)のうち骨組を構成する部材その他の剛性を有する部材(以下「骨組等」という。)で囲まれる膜面の部分の水平投影面積又は鉛直投影面積のうち最も大きい面積を、三百平方メートル以下とすること。この場合において、周囲の骨組等が膜材料等に生ずる力を直接負担する構造とすること。(ち)

(ii) 膜面における支点間距離(骨組等又は構造用ケーブルと膜材料等との定着部又は接触部(荷重及び外力に応じて膜材料等を支持するものに限る。))の相互間の距離をいう。(は)、四メートル以下とすること。(ち)

(iii) 膜面を用いた屋根の形式は、切妻屋根面、片流れ屋根面又は円弧屋根面とすること。(ち)

(2) 骨組の構造が次のいずれかに該当し、天井が第一号イ(6)に該当するもの(は)(る)

(i) 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である木造のもの(る)

(ii) 地階を除く階数が三以下である組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物であつて、高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの(る)

(iii) 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造のものであつて、第一号イ

又はロ(薄板軽量形鋼造の建築物及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつては、イ)に該当するもの(る)

(iv) 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造(壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。)若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造のもの又はこれらの構造を併用するものであつて、第二号イに該当するもの(る)

(v) 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用するもの又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用するものであつて、第四号イからホまでに該当するもの(る)

(vi) 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであつて、第六号イ(1)から(ロ)まで又は同号ロ(1)から(4)までに該当するもの(る)

ロ 次の(1)及び(2)に該当するもの(は)

(1) 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第五第一項各号及び第二項から第六項まで(第四項を除く。)に規定する構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(2) 第一号イ(6)の規定に適合するもの(り)

#### 附 則

1 この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

2 昭和五十五年建設省告示第七百九十号は、廃止する。

#### 附 則 (い)

この告示は、平成二十年十月一日から施行する。

#### 附 則 (ろ)

この告示は、平成二十三年五月一日から施行する。

#### 附 則 (は)

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（に）

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附則（ほ）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（へ）

（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

（後略）

附則（と）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（ち）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（り）

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。（以下略）

附則（ぬ）

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

附則（る）

（施行期日）

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

（構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

2 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十三号）の一部を次のように改正する。  
（後略）

国土交通省告示第八百三十五号

(平成十九年六月二十日)  
 (改正) 平成一十一年五月二十日国土交通省告示第五百四十七号)  
 (改正) 平成一十二年三月二十九日国土交通省告示第二百四十四号)  
 (改正) 平成一十二年四月二十九日国土交通省告示第二百四十六号)  
 (改正) 平成一十三年四月二十七日国土交通省告示第四百三十四号)  
 (改正) 平成一十五年五月三十日国土交通省告示第五百三十一号)  
 (改正) 平成一十五年八月五日国土交通省告示第七百七十九号)  
 (改正) 平成一十七年一月二十九日国土交通省告示第七百七十七号)  
 (改正) 平成一十七年四月二十五日国土交通省告示第七百八十八号)  
 (改正) 平成一十八年五月三十一日国土交通省告示第七百九十一号)  
 (改正) 平成一十八年九月十二日国土交通省告示第九十八号)  
 (改正) 平成一二十年六月二十一日国土交通省告示第九十八号)  
 (改正) 令和元年六月二十一日国土交通省告示第九十八号)  
 (改正) 令和二年十二月二十三日国土交通省告示第五百六十六号)  
 (改正) 令和三年六月三十日国土交通省告示第七百五十七号)  
 (改正) 令和六年三月八日国土交通省告示第五百二十二号)  
 (改正) 令和六年十月二十五日国土交通省告示第一千二百三十七号)  
 (改正) 令和七年三月二十七日国土交通省告示第二百十五号)

確認審査等に関する指針

第一 確認審査に関する指針

建築基準法（以下「法」という。）第六条第四項並びに法第十八条第三項及び第四項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む）若しくは第四項の規定による

条第二項に規定する一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は同法第十条の十九第一項に規定する一級建築士免許証明書若しくは同法第十条の二十一第一項に規定する二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「建築士免許証等」という。）の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法（ほ）

二の二 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、**建築士法第十条の三第四項**に規定する構造設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。（ほ）（ち）（そ）

イ 一級建築士名簿により確かめる方法（ほ）

ロ 申請者等に対し**建築士法第十条の三第一項**に規定する構造設計一級建築士証（同法第十条の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。）の提示を求め、当該構造設計一級建築士証により確かめる方法（ほ）（ち）（そ）

二の三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の三の規定の適用を受ける場合にあつては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設備設計一級建築士である旨の表示をした者が、**建築士法第十条の三第四項**に規定する設備設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。（ほ）（ち）（そ）

イ 一級建築士名簿により確かめる方法（ほ）

ロ 申請者等に対し**建築士法第十条の三第二項**に規定する設備設計一級建築士証（同法第十条の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。）の提示を求め、当該設備設計一級建築士証により確かめる方法（ほ）（ち）（そ）

二の四 申請又は通知に係る建築物が**法第六条の三第一項**ただし書又は**法第十八条第五項**ただし書の規定の適用を受ける場合（当該建築物の計画に係る確認審査が**法第八条の三第一項**第二号に掲げる確認審査又は**法第十八条第五項**第二号に掲げる審査である場合に限る。）にあつては、**施行規則別記第二号**様式による申請書の第四面に記載された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、**建築士法第十条の三第四項**に規定する構造設計一級建築士であることを第二号のニイ又はロに掲げる方法のいずれかにより確かめること。（そ）

三 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の氏名が記載されていることを確かめること。（か）

四 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第一において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲

(施行期日)

1 この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。ただし、第六条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にある第二条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（そ）

(施行期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

(構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正)

2 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十三号）の一部を次のように改正する。

(後略)

別表 (は) (へ) (と) (ぬ) (れ) (そ)

<p>(い)</p>	<p>区分</p>	<p>令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物</p>	<p>共通事項</p>
<p>(は)</p>	<p>審査すべき事項</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種類並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。</p> <p>構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種類が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。</p>	<p>使用構造材料一覧表</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種類（規格がある場合にあつては当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。</p> <p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p> <p>使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたも</p>
<p>(に)</p>	<p>判定すべき事項</p>	<p>プログラムによる構造計算を行う場合において、申請又は通知に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。</p>	<p>プログラムによる構造計算を行う場合において、申請又は通知に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。</p>

別表 (は) (へ) (と) (ぬ) (れ) (そ)

<p>(い)</p>	<p>区分</p>	<p>令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物</p>	<p>共通事項</p>
<p>(ろ)</p>	<p>図書の種類</p>	<p>各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図</p>	<p>使用構造材料一覧表</p>
<p>(は)</p>	<p>審査すべき事項</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種類並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。</p> <p>構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種類が明記されており、それらが記載された図書相互において整合していること。</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種類（規格がある場合にあつては当該規格）及び使用部位が明記されており、それらが記載された構造詳細図その他の図書と整合していること。</p> <p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p> <p>使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたも</p>
<p>(に)</p>	<p>判定すべき事項</p>	<p>プログラムによる構造計算を行う場合において、申請又は通知に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。</p>	<p>プログラムによる構造計算を行う場合において、申請又は通知に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。</p>

<p>断面計算書（断面検定</p>	<p>断面計算書に記載されている応力と応力計</p>	<p>断面計算書に記載されている応力と応力計</p>
<p>基礎反力図を含む。）</p>	<p>基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。</p>	<p>基礎反力図が明示されており、それらが適切であること。</p>
<p>応力図が明示されており、それらが適切であること。</p>	<p>応力図が明示されており、それらが適切であること。</p>	<p>応力図が明示されており、それらが適切であること。</p>
<p>地震時（風圧力によって生ずる力が地震力</p>	<p>地震時（風圧力によって生ずる力が地震力</p>	<p>地震時（風圧力によって生ずる力が地震力</p>
<p>によって生ずる力を上回る場合にあつては、</p>	<p>によって生ずる力を上回る場合にあつては、</p>	<p>によって生ずる力を上回る場合にあつては、</p>
<p>暴風時）における柱が負担するせん断力及び</p>	<p>暴風時）における柱が負担するせん断力及び</p>	<p>暴風時）における柱が負担するせん断力及び</p>
<p>その分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担</p>	<p>その分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担</p>	<p>その分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担</p>
<p>するせん断力及びその分担率が明記されており、</p>	<p>するせん断力及びその分担率が明記されており、</p>	<p>するせん断力及びその分担率が明記されており、</p>
<p>それらが適切であること。</p>	<p>それらが適切であること。</p>	<p>それらが適切であること。</p>
<p>構造耐力上主要な部分である部材に生ずる</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材に生ずる</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材に生ずる</p>
<p>力の数値及びその算出方法が明記されており、</p>	<p>力の数値及びその算出方法が明記されており、</p>	<p>力の数値及びその算出方法が明記されており、</p>
<p>それらが適切であること。</p>	<p>それらが適切であること。</p>	<p>それらが適切であること。</p>
<p>略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明</p>	<p>略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明</p>	<p>略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明</p>
<p>記されており、異常値がないこと。</p>	<p>記されており、異常値がないこと。</p>	<p>記されており、異常値がないこと。</p>
<p>土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力</p>	<p>土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力</p>	<p>土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力</p>
<p>の数値及びそれらの算出方法が明記されて</p>	<p>の数値及びそれらの算出方法が明記されて</p>	<p>の数値及びそれらの算出方法が明記されて</p>
<p>おり、それらが建築基準法令の規定に適合</p>	<p>おり、それらが建築基準法令の規定に適合</p>	<p>おり、それらが建築基準法令の規定に適合</p>
<p>していること。</p>	<p>していること。</p>	<p>していること。</p>
<p>地震力の数値及びその算出方法が明記され</p>	<p>地震力の数値及びその算出方法が明記され</p>	<p>地震力の数値及びその算出方法が明記され</p>
<p>ており、それらが建築基準法令の規定に適</p>	<p>ており、それらが建築基準法令の規定に適</p>	<p>ており、それらが建築基準法令の規定に適</p>
<p>合していること。</p>	<p>合していること。</p>	<p>合していること。</p>
<p>風圧力の数値及びその算出方法が明記され</p>	<p>風圧力の数値及びその算出方法が明記され</p>	<p>風圧力の数値及びその算出方法が明記され</p>
<p>ており、それらが建築基準法令の規定に適</p>	<p>ており、それらが建築基準法令の規定に適</p>	<p>ており、それらが建築基準法令の規定に適</p>
<p>合していること。</p>	<p>合していること。</p>	<p>合していること。</p>

<p>応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む。）</p>	<p>値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p> <p>各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切に設定されていること。</p> <p>積雪荷重の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p> <p>風圧力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p> <p>地震力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p> <p>土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法が明記されており、それらが建築基準法令の規定に適合していること。</p> <p>略伏図上に記載した特殊な荷重の分布が明記されており、異常値がないこと。</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法が明記されており、それらが適切であること。</p> <p>地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負</p>	
------------------------------	--	--

国土交通省告示第二百五十五号

(平成二十七年二月二十三日)  
 (改正) 平成二十七年十月八日国土交通省告示第千四十七号)  
 (改正) 平成二十八年四月二十五日国土交通省告示第七百七号)  
 (改正) 令和元年六月二十一日国土交通省告示第二百号)  
 (改正) 令和二年二月二十六日国土交通省告示第七十四号)  
 (改正) 令和二年四月一日国土交通省告示第五百八号)  
 (改正) 令和二年八月二十八日国土交通省告示第八百二十一号)  
 (改正) 令和三年十二月二十八日国土交通省告示第四百七十六号)  
 (改正) 令和三年五月二十八日国土交通省告示第四百七十六号)  
 (改正) 令和六年三月二十五日国土交通省告示第二百七十三号)  
 (改正) 令和六年三月二十九日国土交通省告示第二百七十三号)  
 (改正) 令和七年二月二十八日国土交通省告示第五百七十七号)

建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法等を定める件(り)

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第百十条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法(以下「法」という。)第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるもの(次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法)とする。(に)(り)

一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造(主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、避難時倒壊防止構造)とすること。(に)

イ 二階以上の階に居室を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合する直通階段(傾斜路を含む。)が設けられていること。(に)

(1) 令第二百二十三条第三項各号(同項第三号、第四号、第十号及び第十二号を除く。)に掲げる基準に適合していること。(に)

(2) 階段室、バルコニー及び付室は、令第二百二十三条第三項第六号の開口部、同項第八号の窓又は(4)の出入口の部分(令第二百二十三条の十三の第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。)を除き、次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる壁(防火被覆が設けられていないものを除く。)で囲むこと。(に)

(i) 次の(一)から(四)までに掲げる固有特定避難時間に一・六を乗じた時間の区分に応じ、当該(一)から(四)までに定める構造の壁(その全部又は一部に木材を用いた壁に限る。)(に)(り)

(一) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間に一・六を乗じた時間以上である建築物の壁(非耐力壁である外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。以下この(一)及び(ii)(一)において同じ。)(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)(又は特定避難時間が固有特定避難時間に一・六を乗じ

た時間以上である建築物の壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造（に）（り）

(二) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの（り）

(イ) (一)に定める構造（り）

(ロ) 二時間準耐火構造（令和元年国土交通省告示第九十三号第一第八項に規定する二時間準耐火構造をいう。以下同じ。）（り）

(三) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの（に）（り）

(イ) (二)又は(ロ)のいずれかに掲げる構造（に）（り）

(ロ) 九十分間準耐火構造（令和元年国土交通省告示第九十三号第一第九項に規定する九十分準耐火構造をいう。以下同じ。）（に）（り）

(に）（り）

(四) 七十五分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの（に）（り）

(イ) (三)又は(ロ)のいずれかに掲げる構造（に）（り）

(ロ) 七十五分間準耐火構造（令和元年国土交通省告示第九十三号第一第十項に規定する七十五分間準耐火構造をいう。以下

同じ。）（に）（り）

(ii) 次の(一)から(五)までに掲げる固有特定避難時間に一・二を乗じた時間の区分に応じ、当該(一)から(五)までに定める構造の壁（その全部又は一部に木材を用いた壁以外の壁に限る。）（に）（り）

(一) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間に一・二を乗じた時間以上である建築物の壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有特定避難時間に一・二を乗じた時間以上である建築物の壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造（に）（り）

(二) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの（り）（る）

(イ) (一)に定める構造（り）

(ロ) 二時間準耐火構造（り）

(三) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの（に）（り）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

(後略)

附則(ち)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

第二条 建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件(平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第三条 建築物からの避難に要する時間に基づく全館避難安全性能検証法に関する算出方法等を定める件(令和二年国土交通省告示第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

(後略)

附則(り)

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十九号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附則(ぬ)

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十九号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附則(る)

この告示は、公布の日から施行する。

国土交通省告示第六百九十一号 (平成二十八年四月二十二日)

(改正(い)) 令和五年三月二十八日国土交通省告示第二百二十九号  
(改正(ろ)) 令和六年六月二十七日国土交通省告示第九百六十四号  
(改正(は)) 令和七年三月二十七日国土交通省告示第二百十五号

床組及び小屋ばり組に木板その他これらに類するものを打ち付ける基準を定める件

建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十六条第三項に規定する床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準は、次のいずれかとする。

- 一 床組及び小屋ばり組の隅角に火打ち材を使用すること。
- 二 床組及び小屋ばり組(次に掲げる基準に適合するものに限る。)の根太又ははり(以下「根太等」といい、根太等の相互の間隔が五百ミリメートル以下の場合に限る。)に対して、厚さ三十ミリメートル以上、幅百八十三ミリメートル以上の板材をJIS A五五〇八(くぎ)―二〇〇五に規定するN九〇を用いて六十ミリメートル以下の間隔で打ち付けること又はこれと同等以上の耐力を有するよう  
にすること。(ウ)
- イ 床組及び小屋ばり組を設ける建築物の階数が二以下であること。(イ)
- ロ 横架材の上端と根太等の上端の高さを同一に納めること。(イ)
- ハ 各階の張り間方向及び桁行方向において、耐力壁線(次の(i)又は(ii)に該当するものをいう。以下同じ。)の相互の間隔が、耐力壁線の配置に応じて、次の式により計算した最大耐力壁線間距離以下であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に一

メートル以内の耐力壁（昭和五十六年建設省告示第千百号（以下「告示第千百号」という。）第一各号に定める軸組及び令第四十六条第四項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組のうち、同告示第三第一項第一号に規定する準耐力壁等以外のものをいう。以下このハ及びニにおいて同じ。）は同一直線上にあるものとみなすことができる。(イ)(ロ)

(i) 各階の張り間方向及び桁行方向において、外壁線の最外周を通る平面上の線 (ii) に該当するものを除く。

(ii) 各階の張り間方向及び桁行方向において、床の長さの十分の六の長さ以上で、かつ、四メートル以上の有効壁長（耐力壁の長さ）に告示第千百号第二各号に定める当該耐力壁の倍率の数値を乗じて得た数値をいう。(イ)を有する平面上の線 (イ) (ロ)

$$I = \frac{100}{\alpha_1 \times L_w} \times \alpha_2$$

この式において、 $I$ 、 $\alpha_1$ 及び $L_w$ 及び $\alpha_2$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$I$  最大耐力壁線間距離（単位：メートル）

$\alpha_1$  次の表の上欄及び中欄に掲げる耐力壁線の配置に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数

床組及び小屋ばり組が接する当該階の耐力壁線のいずれもが(ii)に該当する耐力壁線である場合

階数が二の建築物の一階の耐力壁線である場合であつて、二階の耐力壁線が一階の耐力壁線の直上のみにある場合

〇・二五

右に掲げる場合以外の場合

右に掲げる場合以外の場合

〇・五

右に掲げる場合以外の場合

階数が二の建築物の一階の耐力壁線である場合であつて、一階の耐力壁線のうち(i)に該当するものの直上にある二階の耐力壁線が(i)に該当するものである場合

〇・五

右に掲げる場合以外の場合

右に掲げる場合以外の場合

一・〇

$L_w$  告示第千百号第三第一項第一号に規定する単位面積当たりの必要壁量（単位：一平方メートルにつきセンチメートル）

$\alpha_2$  次の式によって計算した数

$\alpha_2 = 1 - 0.1 \times (H - 3.2)$

(この式において、 $H$ は、階の上下に設ける横架材の上端の相互間の垂直距離（三・二未満の場合は、三・二）（単位：メートル）

二 耐力壁線の長さに対する当該耐力壁線の相互の間隔の比が、耐力壁線の配置に応じて、次の表に定める数値以下であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に一メートル以内の耐力壁は同一直線上にあるものとみなすことができる。(イ)(ロ)

この表において、階の上下に設ける横架材の上端の相互間の垂直距離が三・二メートルを超える場合にあつては、表に掲げる数値に次の式によって計算した数値を加えて得た数値（当該数値が〇・五を超える場合にあつては、〇・五）を当該階の必要壁量に乗することとする。

$$\gamma = (H - 3.2) \times 0.05$$

この式において、 $\gamma$ 及び $H$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$H$   $\gamma$  内壁部分に必要な桁行方向の壁量の割合に加える数値  
階の上下に設ける横架材の上端の相互間の垂直距離（単位：メートル）

り 小屋ばり組が接する階の、桁行方向の各側端部分のそれぞれについて、存在壁量が、必要壁量に〇・二五を乗じて得た数値以上となること。（五）

附則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

附則（い）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（ろ）

（施行期日）

第一条 この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（以下略）

附則（は）

（施行期日）

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

（構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

2 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十三号）の一部を次のように改正する。

（後略）

国土交通省告示第九十三号

(令和元年六月二十一日)

- (改正) 令和元年十一月六日国土交通省告示第七百六十三号
- (改正) 令和二年二月二十六日国土交通省告示第七十三号
- (改正) 令和二年四月一日国土交通省告示第五百八号
- (改正) 令和二年八月二十八日国土交通省告示第八百二十一号
- (改正) 令和二年十二月二十八日国土交通省告示第五百九十三号
- (改正) 令和六年三月二十五日国土交通省告示第二百一十一号
- (改正) 令和六年三月二十六日国土交通省告示第二百二十七号
- (改正) 令和七年二月二十八日国土交通省告示第五百七十七号

建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件(へ)

第一 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号。以下「令」という。)第九十五条の五第一号に掲げる基準に適合する建築基準法(以下「法」という。)第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるもの(次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法)とする。(へ)

- 一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造(主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、火災時倒壊防止構造)とすること。(ろ)
- イ 当該建築物(階段室及び付室を除く。)が、床面積の合計百平方メートル以内ごとに火災時倒壊防止構造の床若しくは壁又は通常火災終了時間防火設備で令第一百十二条第十九項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。ただし、次の表の上欄に掲げる建築物の部分については、それぞれ同表下欄に定める床面積の合計以内ごとに区画されていれば足りる。(ろ)(は)

建築物の部分		床面積の合計(単位 平方メートル)
スプリンクラー設備(水源として、水道の用に供する水管を連結したものを除く。)、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの(以下「スプリンクラー設備等」という。)を設け、又は消火上有効な措置が講じられている部分であつて、天井(天井のない場合においては、屋根。以下同じ。)	二百	
の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下このイ、次号ト及び第四号ロにおいて同じ。)	二百	
の仕上げを準不燃材料とした部分(へ)		
スプリンクラー設備等を設け、又は消火上有効な措置が講じられている部分であつて、天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした部分(当該部分に設けられた通常火災終了時間防火設備が常時閉鎖又は作動をした状態にあるものである場合に限る。)(へ)	五百	
スプリンクラー設備等を設け、又は消火上有効な措置が講じられている部分であつて、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした部分(当該部分に設けられた通常火災終了時間防火設備が常時閉鎖又は作動をした状態にあるものである場合に限る。)(へ)	六百	

造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。又は特定避難時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の軒裏(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造(ろ)(へ)

(2) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(へ)

(i) (1)に定める構造(へ)

(ii) 二時間準耐火構造(へ)

(3) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(ろ)(へ)

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(ろ)(へ)

(ii) 九十分間準耐火構造(ろ)(へ)

(4) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(ろ)(へ)

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(ろ)(へ)

(ii) 七十五分間準耐火構造(ろ)

(5) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(ろ)(へ)

(i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造(ろ)(へ)

(ii) 一時間準耐火基準に適合する構造(ろ)(へ)

3 第一項の「通常火災終了時間防火設備」は、次の各号に掲げる当該建築物の固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該各号に定める防火設備(周囲の部分(防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。)が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限る。**第六項第一号**及び**第十一項**から**第十四項**までにおいて同じ。)(シャッターにあつては、鉛直方向に作動するものに限る。)をいう。(ろ)(へ)(ち)

一 九十分を超える場合 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後固有通常火災終了時間当該加熱面以外の面に火炎を  
出さないものとして、**法第二十一条第二項**、**法第六十一条第一項**、**令第百八条の三第一号**又は**令第百九条の八**の規定による国土交通大

に、第二イ(1)(i)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に掲げる値の部分を除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。(へ)

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

(i) 九十分間準耐火構造(へ)

(ii) 通常火災終了時間が七十五分間以上である建築物のほり(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が七十五分間以上である建築物のほり(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造(ろ)

ロ 木造建築物のほり(イに規定するものを除く。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。(ろ)

(1) イ(2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるもの

(2) 第三号ロ(2)に該当するもの(ろ)

#### 六 軒裏 次に掲げる基準

イ 木造建築物の軒裏(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該軒裏の厚さが第二号イ(1)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。(へ)

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。(ろ)(へ)

(i) 九十分間準耐火構造(へ)

(ii) 通常火災終了時間が七十五分間以上である建築物の軒裏(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が七十五分間以上である建築物の軒裏(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造(へ)

ロ 木造建築物の軒裏(イに規定するものを除く。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。(ろ)(へ)

- (1) イ(2)(i)又は(ii)のいずれかに該当する構造であるもの(ろ)(へ)
- (2) 防火被覆(強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のものに限る。)を設けたもの(へ)

11 第三項及び第六項の「九十分間防火設備」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。(へ)

- 一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後九十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第二十一条第二項、法第六十一条第一項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備(へ)
- 二 令和六年国土交通省告示第二百二十七号第十二に規定する**準遮熱型九十分間防火設備**(と)(ち)
- 三 厚さ三十ミリメートル以上の繊維強化セメント板で造られた防火設備(へ)(と)
- 四 平成十二年建設省告示第千三百六十九号に規定する特定防火設備のうち、骨組を鉄材若しくは鋼材で造り、両面にそれぞれ厚さが一ミリメートル以上の鉄板若しくは鋼板を張ったもの又は鉄材若しくは鋼材で造られたもので、鉄板若しくは鋼板の厚さが一・八ミリメートル以上のもの(へ)(と)
- 五 枠を鉄材又は鋼材(日本産業規格(以下「JIS」という。)G四三〇四に規定するSUS四三〇に適合するものに限る。)で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とした防火設備(へ)(と)
- イ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする(こと)(へ)
- (1) はめごろし戸
- (2) 片引き戸(はめごろし戸の部分(以下「固定部」という。)、可動する戸の部分(以下「可動部」という。))及び固定部以外の枠により構成される戸をいう。以下同じ。)であつて、次の(i)又は(ii)に掲げる片引き戸の部分の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める基準に適合するもの
- (i) 固定部 幅が、屋内にあつては千三十五ミリメートル、屋外にあつては千六十三ミリメートルであり、かつ、高さが千百六十六ミリメートル以上二千二百三十二ミリメートル以下であること。
- (ii) 可動部 幅が千八十九ミリメートル以上千百ミリメートル以下であり、かつ、高さが九百二十四ミリメートル以上二千四十三ミリメートル以下であること。
- ロ 枠(枠の内部にレールを設ける場合にあつては、当該レールに係る部分を除く。)の内部がモルタルで埋められたものとする(こと)。

- (1) シーリング材で、難燃性を有するもの（シリコン製であるものに限る。）
- (2) 加熱膨張材

へ 片開き戸にあつては、火災時において枠と框との間に隙間が生じないように、拘束金具及び支持金具を鋼材で造り、枠及び框に堅固に取り付けること。(へ)

### 13 第三項及び第六項の「四十五分間防火設備」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。(へ)

#### 一 特定防火設備(へ)

二 令和六年国土交通省告示第二百二十七号第十六に規定する準遮熱型四十五分間防火設備(と)

三 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第二十一条第二項、法第六十一条第一項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備(へ)(と)

四 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とした防火設備(へ)(と)

イ はめごろし戸であること。(へ)

ロ ガラスブロック（幅及び高さが百四十五ミリメートル以上百九十九ミリメートル以下で奥行きが九十五ミリメートルのものに限る。以下この号において同じ。）が用いられたものであること。(へ)

ハ 幅が千七百五十ミリメートル以下で高さが二千五百五十ミリメートル以下である開口部に取り付けられたものであること。(へ)

ニ 火災時においてガラスブロックが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスブロックが枠に取り付けられたものであること。(へ)

- (1) 積みモルタル（ガラスブロック間に充填されるモルタルをいう。以下同じ。）及び目地仕上げ材（ガラスブロック間の目地に充填される材をいう。以下同じ。）はセメントモルタルとし、力骨は鋼製とする。

- (2) 積みモルタルの枠に含まれる部分の長さを十ミリメートル以上とすること。

五 枠をアルミニウム合金材（厚さ一・六五ミリメートル以上のものに限る。）で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とした防火設備(へ)(と)

イ はめごろし戸であること。(へ)

ロ ガラスブロック（幅及び高さが百四十五ミリメートル以上百九十三ミリメートル以下で奥行きが九十五ミリメートルのものに限る。以下この号において同じ。）が用いられたものであること。（へ）

ハ 幅が千九百七十ミリメートル以下で高さが二千九百七十ミリメートル以下である開口部に取り付けられたものであること。（へ）

ニ 火災時においてガラスブロックが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスブロックが枠に取り付けられたものであること。（へ）

(1) 積みモルタル及び目地仕上げ材はセメントモルタルとし、力骨は鋼製とすること。

(2) 積みモルタルの枠に含まれる部分の長さを十ミリメートル以上とすること。

六 枠及び框を木材（気乾比重が〇・四五以上であるものに限る。以下この号において同じ。）で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とした防火設備（へ）（と）

イ 次のいずれかに該当する戸であること。（へ）

(1) はめぐろし戸（枠の見付寸法が三十五ミリメートル以上であって、見込寸法が百二十ミリメートル以上であるものに限る。）

(2) 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸（いずれも枠の見付寸法が、屋内側にあつては六十五ミリメートル以上、屋外側にあつては十二ミリメートル以上であつて、見込寸法が百六十一ミリメートル以上であり、かつ、框の見付寸法が、屋内側にあつては三十一ミリメートル以上、屋外側にあつては六十九ミリメートル以上であつて、見込寸法が百二十ミリメートル以上であるものに限る。）（ち）

(3) 片引き戸であつて、次に掲げる基準に適合するもの

(i) 次の(一)又は(二)に掲げる片引き戸の部分の区分に応じ、当該(一)又は(二)に定める基準に適合すること。

(一) 固定部 幅が**三百四十八ミリメートル以上千三百三十六ミリメートル以下**であり、かつ、高さが**九百二十ミリメートル以上二千四百三十ミリメートル以下**であること。（ち）

(二) 可動部 幅が**九百四十八ミリメートル**であり、かつ、高さが**八百ミリメートル以上二千三百二十八ミリメートル以下**であること。（ち）

(ii) 固定部の枠が、次の(一)から(三)までに掲げる枠の区分に応じ、当該(一)から(三)までに掲げる基準に適合ものとする。（ち）

(一) 召合せ部分のたて枠 見付寸法が六十ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が**百二十ミリメートル以上**であること。（ち）

(二) (一)以外のたて枠 見付寸法が、屋内側にあつては六十五ミリメートル以上、屋外側にあつては四十二ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が**二百四十ミリメートル以上**であること。（ち）

(三) 上枠及び下枠 見付寸法が、屋内側にあつては四十五ミリメートル以上、屋外側にあつては九十二ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が**二百四十三ミリメートル以上**であること。（ち）

- (iii) 固定部以外の枠が次の(一)又は(二)に掲げる枠の区分に応じ、当該(一)又は(二)に掲げる基準に適合するものであってその屋外側の面が厚さ〇・二ミリメートル以上(下枠にあつては、厚さ〇・八ミリメートル以上)の鋼材で被覆されているものとする。 (ち)
- (一) たて枠 見付寸法が、屋内側にあつては四十五ミリメートル以上、屋外側にあつては百四十四ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が二百四十ミリメートル以上であること。 (ち)
- (二) 上枠及び下枠 見付寸法が、屋内側にあつては四十五ミリメートル以上、屋外側にあつては八十二ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が二百四十三ミリメートル以上であること。 (ち)
- (iv) 可動部の枠が、次の(一)又は(二)に掲げる枠の区分に応じ、当該(一)又は(二)に掲げる基準に適合するものであって、その屋外側の面が鋼材(厚さ〇・三ミリメートル以上のものに限る。)で被覆されているものとする。 (ち)
- (一) 召合せ部分のたて枠 見付寸法が六十ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が百二十ミリメートル以上であること。
- (二) (一)以外のたて枠並びに上枠及び下枠 見付寸法が四十二ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が百二十ミリメートル以上であること。
- ロ 複層ガラス(耐熱結晶化ガラスにより構成されたものであって、当該耐熱結晶化ガラスのうちいずれかのガラスの垂直放射率が〇・〇三以上〇・〇七以下であるものに限る。)が用いられたものであること。 (へ)
- ハ 次の(1)から(4)までに掲げる戸の種類に応じ、当該(1)から(4)までに定める開口部に取り付けられたものとする。 (へ) (ち)
- (1) はめぐろし戸 幅が三百六十六ミリメートル以上千三百六十六ミリメートル以下で、高さが三百六十六ミリメートル以上二千五百六十六ミリメートル以下であるもの
- (2) 縦すべり出し戸 幅が四百三十八ミリメートル以上八百三十八ミリメートル以下で、高さが六百九十九ミリメートル以上千七百三十八ミリメートル以下であるもの (ち)
- (3) 横すべり出し戸 幅が六百九十九ミリメートル以上九百三十八ミリメートル以下で、高さが四百三十八ミリメートル以上九百三十八ミリメートル以下であるもの (ち)
- (4) 片引き戸 幅が千二百六十二ミリメートル以上二千二百三十三ミリメートル以下で、高さが九百二ミリメートル以上二千四百三十三ミリメートル以下であるもの (ち)
- ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠又は框に取り付けられたものとする。 (へ) (ち)
- (1) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが〇・五ミリメートル以上の取付部材により枠又は框に堅固に取り付けること。 (ち)

- (2) 取付部材を木材で造られた通し材で覆うこと。
  - (3) 取付部材を鋼材で造られた埋込長さ**が二十四・五ミリメートル以上のねじ、ボルトその他これらに類するもの**により枠又は框に百八十三ミリメートル以下の間隔で固定すること。**(ち)**
  - (4) ガラスの下にセッティングブロック(繊維強化セメント板で造られたもの)に限り、下端部の全幅に渡って設けること。**(を)**を設置すること。
  - (5) かかり代長さは、**七ミリメートル以上**とすること。**(ち)**
- ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、次に掲げる基準に適合すること。**(へ)**
- (1) 取付部分に次に掲げる部材をガラスの**全周(ii)に掲げる部材にあつては、ガラスの下端部を除く。****(に)**にわたって設置すること。**(ち)**
    - (i) シーリング材で、難燃性を有するもの(シリコーン製であるものに限る。)
    - (ii) 加熱膨張材
  - (2) 縦すべり出し戸横すべり出し戸又は片引き戸にあつては、ガラスの框に含まれる部分の長さを**十三ミリメートル以上**とすること。**(ち)**
- ヘ 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸にあつては、火災時において枠と框との間に隙間が生じないよう、次に掲げる基準に適合すること。**(へ)**
- (1) 加熱膨張材を枠及び框の全周にわたって設置すること。
  - (2) 拘束金具及び支持金具を鋼材で造り、枠及び框に堅固に取り付けること。
- ト 片引き戸にあつては、火災時において枠と框との間に隙間が生じないよう、次に掲げる基準に適合すること。**(へ)**
- (1) 加熱膨張材を枠及び框の全周にわたって設置すること。
  - (2) 拘束金具を鋼材で造り、枠及び框に堅固に取り付けること。
- 七 令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二条第二十一項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備**(へ)****(と)**
- 14 第六項の「三十分間防火設備」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。**(へ)**
- 一 四十五分間防火設備**(へ)**
- 二 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後**三十分間**当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第二十一条

- 第二項、法第六十一条第一項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備（へ）（ち）
- 三 鉄材又は鋼材で造られた防火設備で、鉄板又は鋼板の厚さが一・〇ミリメートル以上のもの（耐熱結晶化ガラスを用いたものを含む。）（へ）
- 四 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とした防火設備（へ）
- イ 耐熱結晶化ガラスを用いたものであること。（へ）
- ロ はめぐろし戸であること。（へ）
- ハ 幅が千ミリメートル以上千二百ミリメートル以下で高さが千六百ミリメートル以上二千四百ミリメートル以下の開口部に取り付けられたものであること。（へ）
- ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。（へ）
- (1) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが三ミリメートル以上の取付部材により枠又は框に堅固に取り付けること。
- (2) 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠に二百五十ミリメートル以下の間隔で固定すること。
- (3) ガラスの下にセッティングブロックを設置すること。
- (4) かかり代長さを七ミリメートル以上とすること。
- ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。
- (1) シーリング材又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの（シリコーン製であるものに限る。）
- (2) 加熱膨張材
- 五 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とした防火設備（へ）
- イ はめぐろし戸であること。（へ）
- ロ 複層ガラス（耐熱結晶化ガラス又は積層ガラス（厚さ十一ミリメートル以上であり、かつ、フロート板ガラス（厚さが二・六ミリメートル）以上であるものに限る。）並びに中間層（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化ナトリウム及び水であり、かつ、厚さが一・四ミリメートル以上であるものに限る。）及びポリビニルブチラール（厚さが〇・三八プラスマイナス〇・〇八ミリメートルであるものに限る。）により構成されるものに限る。）並びに低放射ガラス（厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、垂直放射率が〇・〇三以上〇・〇七以下であるものに限る。以下同じ。）により構成されるものに限る。）（へ）（ち）

ハ 幅が七百七十七ミリメートル以上千十七ミリメートル以下で高さが七百七十七ミリメートル以上二千十七ミリメートル以下である開口部に取り付けられたものであること。(へ)

ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。(へ)

(1) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが三ミリメートル以上の取付部材により枠に堅固に取り付けること。

(2) ガラスの下にセッティングブロックを設置すること。

(3) かかり代長さを十三ミリメートル以上とすること。

ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。

(1) シーリング材で、難燃性を有するもの(シリコーン製であるものに限る。)

(2) 加熱膨張材

**第二** 令第九十九条の五第二号に掲げる基準に適合する法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法は、耐火構造又は令第八十八条の四第一項第一号若しくは第二号に該当する構造とすることとする。(へ)

**附 則**

1 この告示は、建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日(令和元年六月二十五日)から施行する。

2 ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件(平成二十七年国土交通省告示第二百五十四号)は、廃止する。

**附 則 (い)**

この告示は、令和元年十一月十三日から施行する。

**附 則 (ろ)**

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則 (は)**

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

**附 則 (に)**

この告示は、単板積層材の日本農林規格の一部を改正する件及び枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の一部を改正する件の施行の日(令和二年九月二十九日)から施行する。

**附 則 (ほ)**

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

(後略)

附則(へ)

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十九号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附則(と)

(施行期日)

第一条 この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十九号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

(壁等の構造方法を定める件の廃止)

第二条 壁等の構造方法を定める件(平成二十七年国土交通省告示第二百五十号)は、廃止する。

(中略)

(特定防火設備の構造方法を定める件の一部改正)

第三条 特定防火設備の構造方法を定める件(平成十二年建設省告示第千三百六十九号)の一部を次のように改正する。

(中略)

(建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件の一部改正)

第四条 建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第百九十三号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第五条 火災により生じた煙又はガスの高さに基づく全館避難安全検証法に関する算出方法を定める件(令和三年国土交通省告示第四百七十六号)の一部を次のように改正する。

(後略)

附則(ち)

この告示は、公布の日から施行する。

国土交通省告示第九十四号 (令和元年六月二十一日)

- (改正(イ)) 令和二年二月二十七日国土交通省告示第九十九号)
- (改正(ロ)) 令和二年四月一日国土交通省告示第五百八号)
- (改正(ハ)) 令和六年三月二十五日国土交通省告示第二百一十一号)
- (改正(ニ)) 令和七年三月二十七日国土交通省告示第二百五号)

防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第三百三十六条の二第一号イに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備(同号イに定める外壁開口部設備をいう。以下同じ。)の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 特定主要構造部は、耐火構造又は令第八十条の四第一項第一号若しくは第二号に該当する構造とすること。(は)
- 二 外壁開口部設備は、建築基準法(以下「法」という。)第二条第九号の二口に規定する防火設備とすること。

第二 令第三百三十六条の二第一号ロに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。(は)

- 一 一次に掲げる基準に適合する建築物 次の表二に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表に定める構造方法
  - イ 地階を除く階数が三以下であること。
  - ロ 延べ面積が三千平方メートル(二戸建ての住宅にあつては、二百平方メートル)以下であること。
  - ハ 各階における外壁の開口部の面積の合計の当該外壁の面積に対する割合が、次の表一に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表に定める数値以下であること。

s≦1の場合	○・〇五
1<s≦3の場合	sを十で除して得た数値から○・〇五を減じて得た数値
3<sの場合	○・二五

この表において、sは、当該外壁の開口部から隣地境界線、当該建築物と同一敷地内の他の建築物(同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が五百平方メートル以内である場合における当該他の建築物を除く。第四第一号イ(i)(ii)(iii)において同じ。)との外壁間の中心線(第四第一号において「隣地境界線等」という。)又は道路中心線までの水平距離(単位メートル)を表すものとする。

- (二) 外壁面の基準面への張り間方向又は桁行方向の投影長さが十メートルを超える場合においては、(一)の数値の合計は当該基準面の長さ十メートル以内ごとに区分された部分について算定する。この場合において、(一)の表の数値に当該区分された部分の長さのメートルの数値を十で除した数値を乗じて得た数値を同表の数値とする。
- (三) 道路の幅員又は当該建築物と同一敷地内の他の建築物の外壁との水平距離(以下この(三)において「道路の幅員等」という。)が六メートルを超える場合においては、(一)の適用に当たっては、道路中心線又は当該建築物と同一敷地内の他の建築物との外壁間の中心線(以下この(三)において「道路中心線等」という。)からの水平距離に道路の幅員等の二分の一を加えたもののメートルの数値から三を減じたものを道路中心線等からの水平距離のメートルの数値とみなす。
- (2) 構造耐力上主要な部分に枠組壁工法(木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。(5)において同じ。)を用いた建築物の耐力壁は、準耐火構造又は(3)(ii)(イ)及び(ロ)に掲げる基準に適合する構造とすること。(二)
- (3) 主要構造部である柱及びはりは、準耐火構造又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。
  - (i) 全部又は一部に木材を用いたものであること。
  - (ii) 次の(一)から(四)までのいずれかに該当するものを除き、その小径が十二センチメートル以上であること。
    - (一) 次に掲げる基準に適合する壁の内部にあるもの
    - (イ) 壁(準耐火構造であるもの及び天井裏又は床下にある部分を除く。)の屋内側の部分に(1)(i)(二)(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。
    - (ロ) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の壁の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。
    - (二) (4)に規定する構造の床、準耐火構造の床又は令第百九条の三第二号ハ若しくは第百十五条の二第一項第四号に規定する構造の床の内部にあるもの
    - (三) (6)に規定する構造の屋根の内部にあるもの
    - (四) 天井裏にあるもの
- (4) 床(最下階の床を除く。)は、次の(i)に掲げる構造又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。ただし、当該床の直下の
  - (i) (一)から(四)までのいずれかに該当するものを除き、その小径が十二センチメートル以上であること。
  - (二) (4)に規定する構造の床、準耐火構造の床又は令第百九条の三第二号ハ若しくは第百十五条の二第一項第四号に規定する構造の床の内部にあるもの
  - (三) (6)に規定する構造の屋根の内部にあるもの
  - (四) 天井裏にあるもの

第八 第一第二号、第三第二号及び第四第四号口の規定は、準防火地域内にある建築物で法第八十六条の四各号のいずれかに該当するものの外壁開口部設備には適用しない。

2 第二第一項第二号口、第四第一号イ(9)及びロ(2)、第二号イ(2)及びロ(2)並びに第三号ロ(2)、第五第一号口及び第二号ロ並びに第六の規定は、法第八十六条の四各号のいずれかに該当する建築物の外壁開口部設備には適用しない。(は)

附則

1 この告示は、建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日(令和元年六月二十五日)から施行する。

2 外壁の開口部の面積に関する基準を定める件(昭和六十二年建設省告示第九百三三号)、建築物の部分指定する件(昭和六十二年建設省告示第九百四号)及び外壁、主要構造部である柱及びはり、床、床の直下の天井、屋根、屋根の直下の天井並びに国土交通大臣が指定する建築物の部分の構造方法を定める件(昭和六十二年建設省告示第九百五号)は、廃止する。

附則(い)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(ろ)

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附則(は)

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十九号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附則(に)

(施行期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

(構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正)

2 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(平成十四年国土交通省告示第四百六十三号)の一部を次のように改正する。

(後略)

国土交通省告示第百九十八号

(令和元年六月二十一日)

(改正(イ) 令和六年三月二十五日国土交通省告示第百二十一号)

(改正(ロ) 令和七年二月二十八日国土交通省告示第百五十七号)

警報設備の構造方法及び設置方法を定める件

第一 建築基準法施行令(第二において「令」という。)第百十条の五に規定する警報設備の構造方法は、次の各号に掲げる警報設備の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に適合するものとする。

一 自動火災報知設備 次に掲げる規定

イ 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第二十一条第二項第一号、第二号及び第四号の規定

ロ 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第二十三条第四項第二号、第四号イ、ニ及びホ、第四号の二八及び二、第四号の三八及び二、第七号の六並びに第九号、第五項、第六項、第七項(構造方法に係る部分に限る。)並びに第九項第一号、第二十四条第一号、第一号の二ロ、第二号(二を除く。)、第三号、第四号(ロ及びハにあつては、構造方法に係る部分に限る。)、第五号(二を除く。)、第五号の二(構造方法に係る部分に限る。)、第六号から第八号まで、第八号の二二及びホ並びに第九号(構造方法に係る部分に限る。)並びに第二十四条の二の規定

二 特定小規模施設用自動火災報知設備(特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成二十年総務省令第百五十六号)第二条第二号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備をいう。第二二号において同じ。) 次に掲げる規定

イ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第三号第二項第一号、**第二号及び第四号の規定(ろ)**

ロ 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成二十年消防庁告示第二十五号)第二一号(消

防法施行規則第二十三条第四項第一号へに係る部分を除き、構造方法に係る部分に限る。及び第二号から第十二号まで（第二号、第四号、第五号及び第七号から第九号までにあつては、構造方法に係る部分に限る。）の規定

第二 令第一百十条の五に規定する警報設備は、次の各号に掲げる警報設備の種類の区分に応じ、当該各号に定める規定に適合するように設けるものとする。(い)

一 自動火災報知設備 次に掲げる規定

イ 消防法施行令第二十一条第二項第三号の規定

ロ 消防法施行規則第二十三条第四項第一号（へを除く。）、第三号、第四号ロ及びハ、第四号の二イ及びロ、第四号の三イ及びロ、第五号から第七号の四まで並びに第八号、第七項（構造方法に係る部分を除く。）並びに第九項第二号並びに第二十四条第一号の二イ、第二号ニ、第四号ロ及びハ（いずれも構造方法に係る部分を除く。）、第五号ニ、第五号の二（構造方法に係る部分を除く。）、第八号の二イからハまで並びに第九号（構造方法に係る部分を除く。）の規定

二 特定小規模施設用自動火災報知設備 次に掲げる規定

イ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令**第三条第二項第三号の規定（ろ）**

ロ 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準**第二一号（消防法施行規則第二十三条第四項第一号へに係る部分及び構造方法に係る部分を除く。）**並びに第二号、第四号、第五号及び第七号から第九号まで（いずれも構造方法に係る部分を除く。）の規定

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる警報設備の感知器は、避難上支障がない部分を有する建築物にあつては、当該部分に設けないことができる。(い)

#### 附則

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。

#### 附則（い）

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

#### 附則（ろ）

この告示は、公布の日から施行する。

国土交通省告示 第二百二十七号 (令和六年三月二十六日)

(改正(イ) 令和七年二月二十八日国土交通省告示第百五十七号)

壁等の構造方法を定める件

建築基準法施行令(以下「令」という。) 第九十九条の八に規定する技術的基準に適合する壁等の構造方法は、次に定めるものとする。

第一 この告示は、火熱遮断壁等(令第九十九条の八に規定する火熱遮断壁等をいう。以下同じ。)で区画されている建築物で、次に掲げる基準に適合するものについて適用する。

一 屋根(当該火熱遮断壁等を構成するものであって、平成十二年建設省告示第四百四十三号第一第一号口に定める材料で造られたものを除く。)の屋外側の仕上げを不燃材料としたものであること。

二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)別表第一(イ)欄(五)項及び(六)項に掲げる用途に供しないこと。

三 火熱遮断壁等により分離された建築物の部分のうち、当該火熱遮断壁等の加熱面以外の面(屋内に面するものに限り、火熱遮断壁等が火災の発生のおそれの少ない室(令第二百二十八条の七第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室をいう。以下同じ。)を構成する場合にあつては、当該室の内部に面するものを除く。)が面する室(以下「隣接室」という。)を倉庫その他の物品の保管の用に供する室及び車室その他これに類する部分に供しないこと。

四 構造耐力上主要な部分(損傷した場合に当該火熱遮断壁等に影響を与えない部分その他の防火上支障がない部分を除く。)を鉄骨造としないこと。

五 令第九十九条の三第二号に適合する構造としないこと。

六 火熱遮断壁等により分離された建築物の部分とその他の建築物の部分とが床又は天井のみで区画されたものでないこと。

七 火熱遮断壁等又は当該火熱遮断壁等に隣接する部分の階数が四以上である場合には、これらの部分の全部又は一部を竪穴部分(令第二百十二条第十一項に規定する竪穴部分をいう。)としないこと。

第二 壁等である建築物の部分及び防火設備の構造方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。

一 耐力壁である壁及び防火設備により区画する場合 次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 耐力壁である間仕切壁は、次の(1)から(3)までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める構造とすること。

(1) 九十分を超える場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) 特定区画延焼防止時間（令和六年国土交通省告示第二百三十一号第一第二号イ(3)(i)-(iv)に規定する特定区画延焼防止時間をいう。以下同じ。）が火災継続予測時間以上である間仕切壁（耐力壁であるもので、令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限定する。）の構造方法を用いる構造

(ii) 鉄筋コンクリート造（コンクリートの設計基準強度が**一平方メートルにつき六十二ニュートン**以下のものであって、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが**三十三ミリメートル**以上のものに限定する。）であつて、当該**鉄筋コンクリート造とした間仕切壁**が面する隣接室の各部分において、次に掲げる式により算出した耐火時間が火災継続予測時間以上であるもの **(い)**

$$t_A = t_F \left( \frac{\alpha}{460} \right)^{3/2}$$

この式において、 $t_A$ 、 $t_F$ 及び $\alpha$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_A$  耐火時間（単位 分）

$t_F$  平成十二年建設省告示第四百三十三号第三第一項第一号イ(1)に掲げる式により計算した屋内火災保有耐火時間（単位 分）

$\alpha$  当該隣接室における火災温度上昇係数（平成十二年建設省告示第四百三十三号第三第一項第一号イ(2)に掲げる式によって計算した火災温度上昇係数をいう。以下同じ。）

(2) 六十分を超え、九十分以下である場合 次の(i)から(iii)までのいずれかに掲げる構造

(i) (1)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 鉄筋コンクリート造（鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ（モルタル、プasterその他これらに類する仕上げ材料の厚さを含む。以下この(ii)において同じ。）が平成十三年国土交通省告示第三百七十二号第二項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限定する。）鉄骨鉄筋コンクリート造（鉄筋又は鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが同項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限定する。）又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが**三十三ミリメートル**未満のものを除く。）で、厚さ（モルタル、プasterその他これらに類する仕上げ材料の厚さを含む。以下この(ii)において同じ。）が**八十五ミリメートル**以上のもの

(iii) 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両面を、強化せっこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を**九十五パーセント**以上、ガラス繊維の含有率を**〇・四パーセント**以上とし、かつ、ひる石の含有率を**二・五パーセント**以上としたものに限定する。）を**三枚**以上張つたもので、その厚さの合計が**六十三ミリメートル**以上のもので覆つたもの

- (3) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (2)(i)から(iii)までのいずれかに掲げる構造
  - (ii) 耐火構造
- ロ 耐力壁である外壁は、次の(1)から(3)までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める構造とすること。
- (1) 九十分を超える場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
    - (i) 特定区画延焼防止時間が火災継続予測時間以上である外壁（耐力壁であるもので、令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
    - (ii) 鉄筋コンクリート造（コンクリートの設計基準強度が**一平方メートル**につき六十二ニュートン以下のものであって、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが三十三ミリメートル以上のものに限る。）であつて、当該**鉄筋コンクリート造とした外壁**が面する隣接室の各部分において、イ(1)(ii)に掲げる式により算出した耐火時間が火災継続予測時間以上であるもの **(い)**
  - (2) 六十分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
    - (i) (1)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
    - (ii) イ(2)(ii)又は(iii)のいずれかに掲げる構造
  - (3) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
    - (i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
    - (ii) 耐火構造
- ハ 防火設備は、延焼防止上支障がないものとして令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けたものを二以上設置すること。
- ニ 防火被覆を設けるものにあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造（以下「炎侵入防止構造」という。）とすること。
- ホ 壁等の接合部を防火上支障がない構造とすること。
- 二 壁、柱及びはり並びに防火設備により区画する場合 次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 間仕切壁は、次の(1)から(3)までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める構造とすること。
- (1) 九十分を超える場合 次の(i)から(iii)まで（耐力壁である間仕切壁にあつては、(i)又は(ii)）のいずれかに掲げる構造

(i) 特定区画延焼防止時間が火災継続予測時間以上である間仕切壁（令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(ii) 前号イ(1)(ii)に掲げる構造

(iii) 鉄筋コンクリート造であつて、当該鉄筋コンクリート造とした間仕切壁が面する隣接室の各部分において、次に掲げる式により算出した耐火時間が火災継続予測時間以上のもの (イ)

$$t_A = t_F \left( \frac{\alpha}{460} \right)^{3/2}$$

この式において、 $t_A$ 、 $t_F$ 及び $\alpha$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $t_A$  耐火時間（単位 分）
- $t_F$  平成十二年建設省告示第千四百三十三号第三第一項第二号イに掲げる式により計算した屋内火災保有耐火時間（単位 分）
- $\alpha$  当該隣接室における火災温度上昇係数

(2) 六十分を超え、九十分以下である場合 次の(i)から(iv)まで（耐力壁である間仕切壁にあつては、(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (1)(i)から(iii)まで（耐力壁である間仕切壁にあつては、(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 前号イ(2)(ii)又は(iii)のいずれかに掲げる構造

(iii) 間柱及び下地を鉄材で造り、かつ、その両面を、ケイ酸カルシウム板を二枚以上張つたもので、その厚さの合計が三十ミリメートル以上のもので覆つたもの

(iv) 軽量気泡コンクリートパネルで、厚さが七十五ミリメートル以上のもの

(3) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)から(iv)まで（耐力壁である間仕切壁にあつては、(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 耐火構造

ロ 外壁は、次の(1)から(3)までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める構造とすること。

(1) 九十分を超える場合 次の(i)から(iii)まで（耐力壁である外壁にあつては、(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) 特定区画延焼防止時間が火災継続予測時間以上である外壁（令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は

同号の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造

- (ii) 前号ロ(1)(ii)に掲げる構造
- (iii) 鉄筋コンクリート造であつて、当該鉄筋コンクリート造とした外壁が面する隣接室の各部分において、イ(1)(iii)に掲げる式により算出した耐火時間が火災継続予測時間以上であるもの(イ)
- (2) 六十分を超え、九十分以下である場合 次の(i)から(iii)まで(耐力壁である外壁にあつては、(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造)
  - (i) (1)(i)から(iii)まで(耐力壁である外壁にあつては、(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
  - (ii) 前号イ(2)(ii)又は(iii)のいずれかに掲げる構造
  - (iii) イ(2)(iii)又は(iv)のいずれかに掲げる構造
- (3) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
  - (i) (2)(i)から(iii)まで(耐力壁である外壁にあつては、(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
  - (ii) 耐火構造(令第一百七条第二号に掲げる技術的基準(通常火災による火熱が一時間加えられた場合に係る部分に限る。)に適合するものに限る。)
- ハ 柱は、耐火構造(令第一百七条第一号に掲げる技術的基準(通常火災による火熱が火災継続予測時間以上の時間加えられた場合に係る部分に限る。))に適合するものに限る。)とすること。
- ニ はりは、耐火構造(令第一百七条第一号に掲げる技術的基準(通常火災による火熱が火災継続予測時間以上の時間加えられた場合に係る部分に限る。))に適合するものに限る。)とすること。
- ホ 防火設備は、前号ハに規定するものとする。
- ヘ 防火被覆を設けるものにあつては、取合い等の部分を炎侵入防止構造とすること。
- ト 壁等の接合部を防火上支障がない構造とすること。
- 三 火災の発生のおそれの少ない室又は通行の用にのみ供する建築物の部分(以下これらを総称して「区画室等」という。)を構成する壁等により区画する場合 次に掲げる基準に適合するものであること。
  - イ 耐力壁である間仕切壁は、次の(1)から(3)までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める構造とすること。
    - (1) 九十分を超える場合 第一号イ(1)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
    - (2) 六十分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
      - (i) (1)に定める構造

- (一) 一の隣接室に面する各開口部の面積の合計が十五平方メートル以内であること。
  - (二) 一の階に存する隣接室に面する各開口部の面積の合計が三十平方メートル以内であること。
- 又 区画室等が外壁又は屋根の一部又は全部を有しない場合にあつては、ハ(1)(i)及び(ii)に掲げる基準に適合すること。
- ル 防火被覆を設けるものにあつては、取合い等の部分を炎侵入防止構造とすること。
- ヲ 壁等の接合部を防火上支障がない構造とすること。

**第三** 壁等が火災の発生のおそれの少ない室を構成する場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 当該壁等の室内の付け柱及び階段その他これに類するものを耐火構造（被覆材に可燃性の材料を含まないものに限る。次号において同じ。）とするか、又は不燃材料で造ること。
- 二 構造耐力上主要な部分である壁、柱及びびりを耐火構造とすること。

**第四** 壁等は、当該壁等以外の建築物の部分（壁等が火災の発生のおそれの少ない室を構成する場合にあつては、当該壁等の室内の付け柱及び階段その他これに類するものを除く。）とエキスパンションジョイントその他の相互に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じさせる応力を伝えない構造方法（延焼防止上支障がないものに限る。）のみで接するものとする。ただし、当該壁等以外の建築物の部分の特定主要構造部が耐火構造、令第百八条の四第一項第一号若しくは第二号に該当する構造又は令第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する構造である場合にあつては、この限りでない。(イ)

**第五** 次の各号に掲げる壁等の構造の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものであること。

- 一 第二第一号又は第二号に掲げる構造 火熱遮断壁等の両端及び上端を構成する壁等は、建築物の外壁面及び屋根面から二メートル以上突出させ、当該突出させた壁等の部分に開口部を設けないこと。ただし、次に掲げる基準に適合する建築物の部分に設ける壁等にあつては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであること。

- (1) 次に掲げる基準に適合する建築物の部分
  - (i) 壁等を設けた部分の外壁は、次に掲げる基準に適合するものとする。
  - (ii) 壁等を含み、次の表一(一)項に掲げる式によって計算した幅にわたって、次に掲げる基準に適合するものとする。
  - (iii) 次の表二(イ)欄に掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、同表(3)欄に掲げる構造（壁等の部分と接する外壁の一方のみを耐火構造とする場合その他延焼防止上支障がある場合にあつては、次の表三(イ)欄に掲げる火災継続予測時間の区分に応じて同表(3)欄に掲げる構造）とすること。

この部分に開口部がない場合においては、この限りでない。

**第八** 給水管、配電管その他の管（以下この第八において「給水管等」という。）が壁等を貫通する場合において、当該給水管等及び当該壁等の構造は、次の各号に掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。（い）

一 六十分（給水管等が区画室等のみを構成する壁等を貫通する場合にあっては、九十分）以下である場合 次のイからハまで（次項第四号に適合する給水管等が壁等を貫通する場合には、ロ及びハ）に掲げる基準に適合するものであること。（い）

イ 給水管等が貫通する床又は壁の厚さが百ミリメートル以上であること。

ロ 給水管等が木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた床若しくは壁又は内部に中空部を有する床若しくは壁を貫通する場合にあっては、防火被覆（強化せっこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたものに限る。ハ(2)及び次号において同じ。）を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上であるものに限る。）が当該床又は壁の貫通孔の内側に面する部分に設けられていること。

ハ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであること。

(1) 給水管等と当該給水管等が貫通する壁等との隙間（ロの規定によりロに規定する防火被覆が設けられた場合にあつては、当該防火被覆が設けられた部分との隙間。(2)において同じ。）がモルタル又はコンクリートで埋められていること。

(2) 給水管等と当該給水管等が貫通する壁等との隙間がロックウール又はアルカリアースシリケート（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化カルシウム及び酸化マグネシウムである人造鉱物繊維材料をいい、かさ比重が〇・二二八以上で、かつ、加熱線収縮率が三パーセント以下のものに限る。以下この(2)及び次号ハにおいて同じ。）で埋められ、かつ、当該ロックウール又はアルカリアースシリケートで埋められた部分（ロの規定によりロに規定する防火被覆が設けられた場合にあつては、当該防火被覆が設けられた部分を含む。）のうち、当該壁等により分離された室の内部に面する部分（屋外に面する壁等を貫通する場合にあっては、屋外に面する部分を含む。）に防火被覆（厚さが二十一ミリメートル以上の強化せっこうボード又は繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。次号ロ及びハにおいて同じ。）に限る。）が設けられていること。

二 六十分を超え、百二十分以下（給水管等が区画室等のみを構成する壁等を貫通する場合には、九十分を超え、百八十分以下）である場合 次のイからハまでに掲げる基準に適合するものであること。（い）

イ 給水管等が貫通する床又は壁の厚さが百六十三ミリメートル以上であること。

ロ 給水管等が木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた床若しくは壁又は内部に中空部を有する床若しくは壁を貫通する場

- 合にあつては、防火被覆（厚さが二十五ミリメートル以上の強化せっこうボードを二枚以上張つたものの上に厚さが二十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板を張つたものに限る。）が当該床又は壁の貫通孔の内側に面する部分に設けられていること。
- ハ 給水管等と当該給水管等が貫通する壁等との隙間（口の規定により口に規定する防火被覆が設けられた場合にあつては、当該防火被覆が設けられた部分との隙間）がモルタル、コンクリート又はアルカリアースシリケートで埋められ、かつ、当該モルタル、コンクリート又はアルカリアースシリケートで埋められた部分（口の規定により口に規定する防火被覆が設けられた場合にあつては、当該防火被覆が設けられた部分を含む。）のうち、当該壁等により分離された室の内部に面する部分（屋外に面する壁等を貫通する場合にあつては、屋外に面する部分を含む。）に次の(1)又は(2)のいずれかに定める防火被覆が設けられていること。
- (1) 厚さが二十五ミリメートル以上の強化せっこうボードの上に厚さが十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板を張つたもの
- (2) 繊維強化セメント板を二枚以上張つたもので、その厚さの合計が四十ミリメートル以上であるもの
- 2 前項の壁等を貫通する給水管等の構造は、次の各号のいずれかに適合するものとする。ただし、給水管等が貫通する壁等が区画室等のみを構成する場合において、当該区画室等の内部に存するパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するもの（第二号から第三号に定める基準に適合する床若しくは壁又は防火設備（同号リ(1)(i)から(iv)までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じて当該(i)から(iv)までに定める防火設備であつて、同号リ(2)から(6)までに掲げる基準に適合するものに限る。）で建築物の他の部分と区画されたものに限る。）の中にある当該給水管等の部分については、この限りでない。(い)
- 一 給水管等の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。(い)
- 二 硬質塩化ビニルで造られた内管と繊維モルタル（有機物の量が重量の八パーセント以下のものに限る。）で造られた外管の二層構造としたものであつて、内管の肉厚並びに外管の外径及び肉厚を、次の表に掲げる内管の外径の区分に応じてそれぞれ同表に定める基準に適合するものとする。(い)

内 管		外 管	
外径(単位 ミリメートル)	肉厚(単位 ミリメートル)	外径(単位 ミリメートル)	肉厚(単位 ミリメートル)
二六以下	三・〇以上	四五・五以上	六・〇以上
三二以下	三・五以上	四五・五以上	六・〇以上
三八以下	三・五以上	五一・五以上	六・〇以上
四八以下	三・六以上	六一以上	六・〇以上
六〇以下	四・一以上	七三以上	六・〇以上
七六以下	四・一以上	八九以上	六・〇以上

八九以下	五・五以上	一〇二以上	六・〇以上
一一四以下	六・六以上	一二九以上	六・五以上
一四〇以下	七・〇以上	一五六以上	七・〇以上
一六五以下	八・九以上	一八三以上	七・五以上

三 給水管等の外径を、当該給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じて平成十二年建設省告示第千四百二十二号に定める数値未満とすること。(い)

四 令第二百二十九条の二の四第一項第七号ハの国土交通大臣の認定を受けた構造のうち、当該認定において加熱開始後亀裂その他の損傷を生じないことが確かめられた時間が、火災継続予測時間（当該給水管等が区画室等のみを構成する壁等を貫通する場合において、火災継続予測時間が六十分を超え、九十分以下である場合）にあっては六十分間、火災継続予測時間が六十分以下である場合にあっては四十五分間）以上のものとする。(い)

第九 令第二百二十二条第二十一項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が壁等を貫通する場合について準用する。この場合において、同項中「特定防火設備」とあるのは、「第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後火災継続予測時間（当該壁等が第二第三号に掲げる構造である場合において、火災継続予測時間が六十分を超え、九十分以下である場合）にあっては六十分、火災継続予測時間が六十分以下である場合）にあっては四十五分）当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」と読み替えるものとする。

第十 火災継続予測時間は、次の各号に掲げる火熱遮断壁等により分離された建築物の部分（当該火熱遮断壁等を除く。以下この第十において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 主要構造部が準耐火構造（特定主要構造部が耐火構造を含む。）であり、又は階数が三以上である建築物の部分（当該建築物の部分の特定主要構造部が令第百九条の五第一号又は令第百十条第一号に掲げる基準に適合するもの（令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第一項第三号又は平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一第一項第二号から第四号までのいずれかに定める構造であるものを除く。）を除く。） 九十分

二 特定主要構造部が令第百八条の四第一項第一号又は第二号に該当する建築物の部分 次に掲げる式により算出した隣接室の通常火災継続時間のうち、最も長い時間

$$t = t_1 \left( \frac{\alpha}{460} \right)^{3/2}$$

トル以下であるものに限る。)に十二ミリメートル以上の繊維強化セメント板を張ったもので、枠の内部がモルタル又はせつこうで埋められたものとする。

ロ 火災時において枠と枠の間に隙間が生じないように、加熱により膨張する部材（黒鉛を含有するエポキシ樹脂で造られたものに限る。）を戸の全周にわたって設置すること。

**第十三** 第二の遮熱型特定防火設備は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備で、第二第三号リ(2)及び(3)に掲げる基準に適合するものをいう。

一 遮熱型九十分間防火設備

二 防火設備に通常の火災による火熱が六十分間加えられた場合に、当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、法第二十一条第二項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

**第十四** 第二の準遮熱型特定防火設備は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備で、第二第三号リ(2)及び(3)に掲げる基準に適合するものをいう。

一 遮熱型特定防火設備又は準遮熱型九十分間防火設備

二 防火設備に通常の火災による火熱が六十分間加えられた場合に、当該加熱面以外の面の温度が令和六年国土交通省告示第百二十九号第二に定める温度以上に上昇しないものとして、法第二十一条第二項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

**第十五** 第二の遮熱型四十五分間防火設備は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備で、第二第三号リ(2)及び(3)に掲げる基準に適合するものをいう。

一 遮熱型特定防火設備

二 防火設備に通常の火災による火熱が四十五分間加えられた場合に、当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、法第二十一条第二項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

**第十六** 第二の準遮熱型四十五分間防火設備は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備で、第二第三号リ(2)及び(3)に掲げる基準に適合するものをいう。(イ)

一 遮熱型四十五分間防火設備又は準遮熱型特定防火設備

二 防火設備に通常の火災による火熱が四十五分間加えられた場合に、当該加熱面以外の面の温度が令和六年国土交通省告示第百二十九号第二に定める温度以上に上昇しないものとして、法第二十一条第二項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（壁等の構造方法を定める件の廃止）

第二条 壁等の構造方法を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十号）は、廃止する。

（特定防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第三条 特定防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十九号）の一部を次のように改正する。

（中略）

（建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件の一部改正）

第四条 建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

（中略）

（火災により生じた煙又はガスの高さに基づく全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件の一部改正）

第五条 火災により生じた煙又はガスの高さに基づく全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（令和三年国土交通省告示第四百七十六号）の一部を次のように改正する。

（後略）

附 則 (い)

この告示は、公布の日から施行する。

国土交通省告示第二百三十一号

(令和六年三月二十六日)

(改正(い) 令和七年二月二十八日国土交通省告示第百五十七号)

主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を区画する床等の構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第百八条の三第一号に規定する通常の火災が発生した場合に建築物の他の部分又は周囲

への延焼を有効に防止できる床、壁及び防火設備(以下「特定区画」という。)の構造方法は、次に定めるものとする。

一 一の特定区画が他の特定区画と隣接しないこと。

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合するものとする。

イ 損傷許容主要構造部(令第百八条の三に規定する主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分をいう。以下同じ。)が特

定区画により囲まれている場合(特定区画部分(特定区画により区画された部分をいう。以下同じ。))を建築基準法(昭和二十五

年法律第二百一十号。以下「法」という。))別表第一(イ)欄(五)項及び(六)項に掲げる用途以外の用途(特定区画部分の階数が二の場合に

あつては、共同住宅の住戸、ホテルその他これらに類する用途又は事務所その他これに類する用途に限る。))に供する場合に限る。))

次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 特定区画部分の階数を二以下とすること。
  - (2) 特定区画における床面積（特定区画部分の階数が二である場合にあつては中間床（特定区画部分の二階の床をいう。以下同じ。）の床面積を含み、かつ、スプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものを除く）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等」という。）を設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。）を百平方メートル以内とすること。
  - (3) 特定区画を構成する建築物の部分が、次の(i)又は(ii)に掲げる特定区画の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める基準に適合すること。
    - (i) 特定区画であつて、(ii)に該当しないもの 次の一から九までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該一から九までに定める基準に適合するものとする。
    - (ii) 耐力壁である間仕切壁 次の一から九までに掲げる特定区画通常火災継続時間（特定区画の構造に応じ、通常の火災が通常継続する時間をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該一から九までに定める構造とし、かつ、鉄筋コンクリート造（鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限る。以下同じ。）、鉄骨鉄筋コンクリート造（鉄筋又は鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが同項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限る。以下同じ。）又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが五センチメートル未満のものを除く。以下同じ。）とすること。(イ)
    - (イ) 百二十分を超える場合 特定区画延焼防止時間（特定区画内において発生する通常の火災による他の部分又は周囲への延焼を有効に防止できる時間をいう。以下同じ。）が特定区画通常火災継続時間以上である間仕切壁（令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
      - (i) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の一又は二のいずれかに掲げる構造
        - (イ) に定める構造
        - (ii) 平成十二年建設省告示第千三百九十九号第一号イに掲げる構造
        - (iii) 九十分以下である場合 次の一又は二のいずれかに掲げる構造
          - (イ) に定める構造
          - (ii) 平成十二年建設省告示第千三百九十九号第一号ハに掲げる構造
- (二) 非耐力壁である間仕切壁 次の一から九までに掲げる特定区画通常火災継続時間の区分に応じ、当該一から九までに定める構造とすること。(イ)
- (イ) 百二十分を超える場合 特定区画延焼防止時間が特定区画通常火災継続時間以上である間仕切壁（令第百八条の三第

- 一号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造
- (ロ) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次(イ)から(ニ)までのいずれかに掲げる構造
- (イ) (イ)に定める構造
- (ロ) (ロ)に定める構造
- (ハ) 軽量気泡コンクリートパネルで厚さが十二センチメートル以上のもの
- (ニ) 間柱及び下地を鉄材又は木材で造り、かつ、その両側に防火被覆(厚さ二十五ミリメートル以上の強化せっこうボード(ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたもの)に限る。以下同じ。)を二枚以上張ったもの上に厚さ二十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板に限る。以下同じ。)を張ったもの)が設けられたもの
- (ホ) 九十分以下である場合 次(イ)から(ニ)までのいずれかに掲げる構造
- (イ) (ロ)いから(ニ)までのいずれかに定める構造
- (ロ) (一)(ロ)に定める構造
- (ハ) 軽量気泡コンクリートパネルで厚さが十センチメートル以上のもの
- (ニ) 平成十二年建設省告示第千三百九十九号第一第二号ロ又は第四号ロに掲げる構造
- (三) 耐力壁である外壁 次(イ)から(ハ)までに掲げる特定区画通常火災継続時間の区分に応じ、当該(イ)から(ハ)までに定める構造とし、かつ、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造とすること。(イ)
- (イ) 百二十分を超える場合 特定区画延焼防止時間が特定区画通常火災継続時間以上である外壁(令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造
- (ロ) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げる構造
- (イ) (イ)に定める構造
- (ロ) (一)(ロ)に定める構造
- (ハ) 九十分以下である場合 次(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げる構造
- (イ) (ロ)い又は(ロ)のいずれかに定める構造
- (ロ) (一)(ロ)に定める構造
- (四) 非耐力壁である外壁 次(イ)から(ハ)までに掲げる特定区画通常火災継続時間の区分に応じ、当該(イ)から(ハ)までに定める

構造とすること。(イ)

(イ) 百二十分を超える場合 特定区画延焼防止時間が特定区画通常火災継続時間以上である外壁(令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限り)の構造方法を用いる構造

(ロ) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げる構造

(イ) (イ)に定める構造

(ロ) (ロ)又は(イ)のいずれかに定める構造

(ハ) 九十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げる構造

(イ) (ロ)又は(ハ)のいずれかに定める構造

(ロ) (イ)又は(ハ)に定める構造

(五) 柱 耐火構造(令第百七条第一号に掲げる技術的基準(通常火災による火熱が特定区画通常火災継続時間以上の時間加えられた場合に係る部分に限る。)に適合するものに限る。)とし、かつ、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造とすること。

(六) 区画下部の床 次の(イ)から(イ)までに掲げる特定区画通常火災継続時間の区分に応じ、当該(イ)から(イ)までに定める構造とし、かつ、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造とすること。(イ)

(イ) 百二十分を超える場合 特定区画延焼防止時間が特定区画通常火災継続時間以上である床(令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造

(ロ) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げる構造

(イ) (イ)に定める構造

(ロ) 鉄筋コンクリート造で厚さ十五センチメートル以上のものであって、次に掲げる基準に適合する構造

(a) 床の裏側に一・二センチメートル以上の鋼板をコンクリートと一体化して設けること。

(b) 床の表側に五センチメートル以上の防火被覆(コンクリートに限る。)を設けること。

(c) 径十二ミリメートル以上の異形鉄筋を縦横に十五センチメートル以下の間隔で複配筋としたものとする。

(ハ) 九十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げる構造

(イ) (ロ)又は(ハ)のいずれかに定める構造

(ロ) 鉄筋コンクリート造で厚さ十五センチメートル以上のものであって、次に掲げる基準に適合する構造

(a) (ロ)及び(c)に適合すること。

- (b) 床の表側に三・五センチメートル以上の防火被覆（コンクリートに限る。）を設けること。
- (七) 区画上部の床又は屋根 次(イ)又は(ロ)に掲げる特定区画通常火災継続時間の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める構造とし、かつ、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造とすること。(イ)
- (イ) 百二十分を超える場合 特定区画延焼防止時間が特定区画通常火災継続時間以上である床（令第百八条の三第一号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
- (ロ) 百二十分以下である場合 次(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げる構造
- (イ) (イ)に定める構造
- (三) 平成十二年建設省告示第千三百九十九号第三第一号イに掲げる構造方法
- (ハ) はり 耐火構造（令第百七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が特定区画通常火災継続時間以上加えられた場合に係る部分に限る。）に適合するものに限る。）とし、かつ、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造とすること。
- (九) 間仕切壁の開口部に設ける防火設備 次(イ)又は(ロ)に掲げる特定区画通常火災継続時間の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める防火設備（令第百十二条第十九項第二号に適合するものに限る。）（周囲の部分（防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に建具が設けられている場合においては、当該建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限る。以下同じ。）とすること。(イ)
- (イ) 九十分を超える場合 次(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める防火設備
- (イ) 隣接室（特定区画の加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）が面する室をいう。）が令和六年国土交通省告示第二百二十九号第一に定めるものに該当する場合 延焼防止上支障がないものとして令第百八条の三第一号の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備を二以上設置したもの又は防火設備に通常火災による火熱が特定区画通常火災継続時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が同告示第二に定める温度以上に上昇しないものとして、法第二十一条第二項、令第百八条の三第一号若しくは令百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの
- (三) (イ)に掲げる場合以外の場合 延焼防止上支障がないものとして令第百八条の三第一号の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備を二以上設置したもの又は防火設備に通常火災による火熱が特定区画通常火災継続時間加え

られた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、  
法第二十一条第二項、令第八十一条の三第一号若しくは令百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの

(ロ) 九十分以下である場合 次(イ)又は(ウ)に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は(ウ)に定める防火設備

(イ) (イ)に掲げる場合 (イ)に定める防火設備又は**準遮熱型九十分間防火設備 (イ)**

(ウ) (ウ)に掲げる場合(イ)の場合 (イ)に定める防火設備又は**遮熱型九十分間防火設備 (イ)**

(ii) 特定区画の出入口に付室（火災の発生のおそれの少ない室（令第二百二十八条の七第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室をいう。）に該当するものに限る。）が設けられているもの 壁、柱、床、はり、屋根及び間仕切壁の開口部に設けられた防火設備（当該付室を構成する間仕切壁の開口部に設けられたものを除く。）にあつては(イ)に掲げる基準に適合するものとし、当該付室を構成する間仕切壁の開口部に設けられた防火設備にあつては次の(一)から(三)までのいずれかに掲げる特定区画通常火災継続時間の**区分**に応じ、当該(一)から(三)までに定める防火設備（令第二百十二条第十九項第二号に適合するものに限る。）とすること。(イ)

(一) 百二十分を超える場合 次(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める防火設備を設けること。

(イ) (イ)に掲げる場合 (イ)に定める防火設備

(ロ) (ロ)に掲げる場合(イ)の場合 (イ)に定める防火設備

(二) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める防火設備を設けること。

(イ) (イ)に掲げる場合 (イ)に定める防火設備又は**準遮熱型九十分間防火設備 (イ)**

(ロ) (ロ)に掲げる場合(イ)の場合 (ロ)に定める防火設備又は**遮熱型九十分間防火設備 (イ)**

(三) 九十分以下である場合 次(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める防火設備を設けること。

(イ) (イ)に掲げる場合 (イ)に定める防火設備又は**準遮熱型特定防火設備 (イ)**

(ロ) (ロ)に掲げる場合(イ)の場合 (ロ)に定める防火設備又は**遮熱型特定防火設備 (イ)**

(4) 特定区画の外壁の開口部の面積の合計は、スプリンクラー設備等を設けている特定区画部分にあつては特定区画最短離隔距離（隣地境界線、当該建築物と同一敷地内の他の建築物（同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が五百平方メートル以内である場合にあつては、当該他の建築物を除く。以下同じ。）及び対面道路境界線（法第四十二条第一項に規定する道路を介した反対側の道路境界線をいう。）から特定区画の外壁の開口部への最短離隔距離をいう。以下同じ。）が九メートル未満のものについて、その他の特定区画部分にあつては特定区画最短離隔距離が十メートル未満のものについて、**次の表に掲げる特定区画部分の種類及び特定区画最短離隔距離の区分**に応じ、それぞれ同表に定める数値とすること。(イ)

特定区画部分の種類	特定区画最短離隔距離 (単位 メートル)	外壁の開口部の面積の合計 (単位 平方メートル)
スプリンクラー設備等を設けている特定区画部分	$s \leq 4$	$s$ から四を減じて得た数値に三を乗じて得た数値未満の数値
	$4 < s < 9$	
その他の特定区画部分	$s \leq 5$	$s$ から五を減じて得た数値に三を乗じて得た数値未満の数値
	$5 < s < 10$	
この表において、 $s$ は、特定区画最短離隔距離 (単位 メートル) を表すものとする。		

- (5) 特定区画の外壁の開口部 (高さが〇・三メートル以下のもので又は面積が〇・二平方メートル以下のものでを除く。以下この(5)から(7)までにおいて同じ。) の下端の中心点を水平方向に次の表に掲げる式によって計算した水平移動距離移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に次の表に掲げる式によって計算した垂直移動距離移動したときにできる軌跡の範囲内の各点について、当該範囲と直交する方向に四・五メートル移動したときにできる軌跡の範囲 (以下「上階延焼範囲」という。) 内の部分にある外壁 (特定区画である外壁を除く。) に設けられた開口部に、令第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定区画通常火災継続時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものが設けられていること。(イ)

垂直移動距離 (単位 メートル)	$Y_1 = \max [H + \min (1.1B, 2.2H) (1 - 0.5L), 6.2] + H$
水平移動距離 (単位 メートル)	$X_1 = \max \left\{ \frac{(2Y_1)}{3} (1 - 0.5L), 3 \right\} + \frac{B}{2}$
<p>この式において、<math>Y_1</math>、<math>X_1</math>、<math>H</math>、<math>L</math>及び<math>B</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p><math>Y_1</math> 垂直移動距離 (単位 メートル)</p> <p><math>X_1</math> 水平移動距離 (単位 メートル)</p> <p><math>H</math> 特定区画の外壁開口部の高さ (外壁開口部の周囲の外壁面の仕上げを不燃材料以外とした場合にあつては、当該外壁面の部分の高さを含む。(8)において同じ。)(単位 メートル)</p> <p><math>L</math> 特定区画の外壁の開口部の上部にひさし等が設けられている場合又は側部に袖壁等が設けられている場合における当該ひさし等又は袖壁その他これらに類するものが外壁面から突出している距離 (当該距離が2を超える場合にあつては、2)(単位 メートル)</p> <p><math>B</math> 特定区画の外壁開口部の幅 (外壁開口部の周囲の外壁面の仕上げを不燃材料以外とした場合にあつては、当該外壁面の部分の幅を含む。(8)において同じ。)(単位 メートル)</p>	

- (6) 特定区画の外壁の開口部の上部にひさし等 (ひさし又はバルコニーその他これらに類するもので、耐火構造の床若しくは壁(令第百七条第一号に掲げる技術的基準 (通常の火災による火熱が特定区画通常火災継続時間以上の時間加えられた場合に係る部分

- (8) 特定区画の下階の室の外壁の開口部（直径が〇・一五メートル以下若しくは面積が〇・〇一平方メートル以下であるものを除く。以下この(8)から(10)までにおいて同じ。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した水平移動距離移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に次の表に掲げる式によって計算した垂直移動距離移動したときにできる軌跡の範囲内の各点について、当該範囲と直交する方向に四・五メートル移動したときにできる軌跡の範囲（以下「特定区画延焼範囲」という。）内の部分である外壁（特定区画の外壁に限る。）に設けられた開口部に法第二条第九号の二口に定める防火設備を設けること。(5)

垂直移動距離（単位 メートル）	$Y_2 = \min \{ 2.67(BH^2)^{1/3}, 2.39H \}, 3.6 \} + H$
水平移動距離（単位 メートル）	$X_2 = \min \left\{ \frac{(2Y_2)}{3}, 3 \right\} + \frac{B}{2}$

この式において、 $Y_2$ 、 $X_2$ 、 $H$ 及び $B$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$Y_2$  垂直移動距離（単位 メートル）  
 $X_2$  水平移動距離（単位 メートル）  
 $H$  特定区画の下階の外壁開口部の高さ（単位 メートル）  
 $B$  特定区画の下階の外壁開口部の幅（単位 メートル）

- (9) 特定区画の下階の室の外壁の上部にひさし等（外壁面から突出している距離が〇・九メートル以上のものに限る。）が防火上有効に設けられた場合における(8)の規定の適用については、同(8)中「次の表に掲げる式によって計算した垂直移動距離」とあるのは、「当該特定区画の下階の室の外壁の開口部の下端の中心から当該ひさし等までの垂直距離」とする。
- (10) 特定区画の下階の室の外壁の開口部の側部に袖壁その他これらに類するもの（外壁面から突出している距離が〇・九メートル以上のものに限る。）が防火上有効に設けられた場合における(8)の規定の適用については、同(8)中「次の表に掲げる式によって計算した水平移動距離」とあるのは、「当該特定区画の下階の室の外壁の開口部の下端の中心から当該袖壁その他これらに類するものまでの水平距離」とする。
- 損傷許容主要構造部を区画する特定区画の上部の全部又は一部が開放されている場合（特定区画部分を法別表第一(イ)欄(五)項及び(六)項に掲げる用途以外の用途に供する場合に限る。）次に掲げる基準に適合するものとする。
- (1) 特定区画部分の階数を一とすること。
  - (2) 特定区画の床面積(3)(ii)に規定する腰壁を設ける場合その他これに類する場合にあつては、損傷許容主要構造部の水平投影面積)（スプリンクラー設備等を設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。）は、百平方メートル以内とすること。
  - (3) 特定区画を構成する建築物の部分が、次の(i)から(iv)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該(i)から(iv)までに掲げる基準に適合するものであること。

- (i) 壁、柱及びはり イ(3)(i)から(五)まで及び(八)に適合するものであって、次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、損傷許容主要構造部の最高高さ以上の高さのものであること。
- (イ) 特定区画が次の(い)又は(ロ)に該当する場合には、損傷許容主要構造部を囲むものとする。
  - (い) 特定区画部分にスプリンクラー設備等を有するものであって、損傷許容主要構造部最短離隔距離（隣地境界線、当該建築物と同一敷地内の他の建築物及び対面道路境界線から損傷許容主要構造部の水平投影外周線への最短離隔距離をいう。以下同じ。）が十メートル未満であるもの
- (ロ) 特定区画部分にスプリンクラー設備等を有さないものであって、損傷許容主要構造部最短離隔距離が九メートル未満であるもの
- (ii) 特定区画延焼範囲内にある損傷許容主要構造部への延焼を有効に防止できるものであること。
- (iii) 損傷許容主要構造部の水平投影外周線から水平距離十メートル以内の範囲にある室と当該損傷許容主要構造部を防火上有効に区画できるものであること。
- (iv) 腰壁 火災時において損傷許容主要構造部が落下しないよう、損傷許容主要構造部の柱の幅、はりせい及び屋根を構成する部材の厚さの合計に相当する高さその他落下防止上支障のない高さであつて、イ(3)(i)(四)に適合するものを設けること。ただし、損傷許容主要構造部の最高高さ以上の高さである特定区画の外壁が設けられた部分（以下「外壁立上部分」という。）その他損傷許容主要構造部の落下の恐れがない部分にあつては、この限りでない。
- (v) 床 区画下部の床は、損傷許容主要構造部を当該特定区画の下階（地階を含む。）と防火上有効に区画できるものであって、イ(3)(i)(六)に掲げる基準に適合するものであること。
- (vi) 防火設備 特定区画を構成する間仕切壁の開口部に、イ(3)(i)(九)又は(ii)に適合する防火設備を設けること。
- (4) 特定区画の外壁の開口部の面積の合計は、スプリンクラー設備等を設けている特定区画部分にあつては損傷許容主要構造部最短離隔距離が九メートル未満のものについて、その他の特定区画部分にあつては損傷許容主要構造部最短離隔距離が十メートル未満のものについて、**次の表に掲げる**特定区画部分の種類及び損傷許容主要構造部最短離隔距離の区分に応じ、それぞれ同表に定める数値とすること。**(イ)**

特定区画部分の種類		損傷許容主要構造部最短離隔距離(単位 メートル)	外壁の開口部の面積の合計(単位 平方メートル)
スプリンクラー設備等を設けている特定区画部分	四以下	四を超え、九未満	$s$ から四を減じて得た数値に三を乗じて得た数値未満の数値
	零		

(ii) (i)に掲げる場合以外の場合 当該特定区画の内側の境界線

(5) 屋根にあつては、次の(i)から(iv)までのいずれかに掲げる構造であつて、平成十二年建設省告示第千三百六十五号第一各号のいずれかに掲げる構造方法を用いるものとする。

(i) 耐火構造

(ii) 令百十二条第二項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床に用いる構造

(iii) 準耐火構造の床に用いる構造（防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造としたものに限る。）

(iv) 小屋裏の直下の天井の全部を令百十二条第四項第一号に規定する強化天井としたもの

(6) 屋根を支える柱、はり及び壁にあつては、準耐火構造とすること。

ハ 第一二号口に掲げるものうち、ロ以外の場合 ロ(4)から(6)までの基準に該当すること。

**第三** 損傷許容主要構造部及び特定区画の接合部の構造方法は、通常の火災時において建築物の倒壊防止上及び延焼防止上支障がないものとして、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 損傷許容主要構造部が崩壊するまでの間、存在応力を伝えることができるものとする。

二 火災時において、接合金物が特定区画から外れないものその他特定区画に防火上支障のある損傷が生ずるおそれのないものとする。

**第四** 給水管、配電管その他の管（以下この第四において「給水管等」という。）が特定区画を貫通する場合において、当該給水管等及び当該特定区画の構造は、次の各号に掲げる特定区画通常火災継続時間の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。（イ）

一 六十分である場合 次のイからハまで（次項第四号に適合する給水管等が特定区画を貫通する場合にあつては、ロ及びハ）に掲げる基準に適合すること。（イ）

イ 給水管等が貫通する床又は壁の厚さが百ミリメートル以上であること。

ロ 給水管等が木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた床若しくは壁又は内部に中空部を有する床若しくは壁を貫通する場合にあつては、防火被覆（強化せっこうボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上であるものに限る。）が当該床又は壁の貫通孔の内側に面する部分に設けられていること。

ハ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであること。

(1) 給水管等と当該給水管等が貫通する特定区画との隙間（ロの規定によりロに規定する防火被覆が設けられた場合にあつては、

当該防火被覆が設けられた部分との隙間。(2)において同じ。)がモルタル又はコンクリートで埋められていること。

(2) 給水管等と当該給水管等が貫通する特定区画との隙間がロックウール又はアルカリアースシリケート(主たる構成物質が二酸化けい素、酸化カルシウム及び酸化マグネシウムである人造鉱物繊維材料をいい、かさ比重が〇・一二八以上で、かつ、加熱線収縮率が三パーセント以下のものに限る。以下この(2)及び次号ハにおいて同じ。)で埋められ、かつ、当該ロックウール又はアルカリアースシリケートで埋められた部分(ロの規定により口に規定する防火被覆が設けられた場合にあつては、当該防火被覆が設けられた部分を含む。)のうち、当該特定区画により分離された室の内部に面する部分(屋外に面する特定区画を貫通する場合にあつては、屋外に面する部分を含む。)に防火被覆(厚さが二十一ミリメートル以上の強化せっこうボード又は繊維強化セメント板に限る。)が設けられていること。

二 六十分を超え、百二十分以下である場合 次のイからハまでに掲げる基準に適合するものであること。(い)

イ 給水管等が貫通する床又は壁の厚さが百六十三ミリメートル以上であること。

ロ 給水管等が木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた床若しくは壁又は内部に中空部を有する床若しくは壁を貫通する場合にあつては、防火被覆(厚さが二十五ミリメートル以上の強化せっこうボードを二枚以上張つたものの上に厚さが二十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板を張つたものに限る。)が当該床又は壁の貫通孔の内側に面する部分に設けられていること。

ハ 給水管等と当該給水管等が貫通する特定区画との隙間(ロの規定により口に規定する防火被覆が設けられた場合にあつては、当該防火被覆が設けられた部分)がモルタル、コンクリート又はアルカリアースシリケートで埋められ、かつ、当該モルタル、コンクリート又はアルカリアースシリケートで埋められた部分(ロの規定により口に規定する防火被覆が設けられた場合にあつては、当該防火被覆が設けられた部分を含む。)のうち、当該特定区画により分離された室の内部に面する部分(屋外に面する特定区画を貫通する場合にあつては、屋外に面する部分を含む。)に次の(1)又は(2)のいずれかに定める防火被覆が設けられていること。

(1) 厚さが二十五ミリメートル以上の強化せっこうボードの上に厚さが十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板を張つたもの

(2) 繊維強化セメント板を二枚以上張つたもので、その厚さの合計が四十ミリメートル以上であるもの

2 前項の特定区画を貫通する給水管等の構造は、次の各号のいずれかに適合するものとすること。(い)

一 給水管等の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。(い)

二 硬質塩化ビニルで造られた内管と繊維モルタル(有機物の量が重量の八パーセント以下のものに限る。)で造られた外管の二層構

造としたものであって、内管の肉厚並びに外管の外径及び肉厚を、次の表に掲げる内管の外径の区分に応じてそれぞれ同表に定める基準に適合するものとする。こと。(い)

内 管		外 管	
外径(単位 ミリメートル)	肉厚(単位 ミリメートル)	外径(単位 ミリメートル)	肉厚(単位 ミリメートル)
二六以下	三・〇以上	四五・五以上	六・〇以上
三二以下	三・五以上	四五・五以上	六・〇以上
三八以下	三・五以上	五一・五以上	六・〇以上
四八以下	三・六以上	六一以上	六・〇以上
六〇以下	四・一以上	七三以上	六・〇以上
七六以下	四・一以上	八九以上	六・〇以上
八九以下	五・五以上	一〇二以上	六・〇以上
一一四以下	六・六以上	一二九以上	六・五以上
一四〇以下	七・〇以上	一五六以上	七・〇以上
一六五以下	八・九以上	一八三以上	七・五以上

三 給水管等の外径を、当該給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じて平成十二年建設省告示第千四百二十二号に定める数値未満とすること。(い)

四 令第百二十九条の二の四第一項第七号ハの国土交通大臣の認定を受けた構造のうち、当該認定において加熱開始後亀裂その他の損傷を生じないことが確かめられた時間が、特定区画通常火災継続時間以上のものとする。こと。(い)

第五 令第百十二条第二十一項の規定は、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該特定区画を貫通する場合(当該設備の風道が屋外に面する部分を貫通する場合であつて、防火上支障がない場合を除く。)について準用する。この場合において、同項中「特定防火設備」とあるのは、「第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定区画通常火災継続時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」と読み替えるものとする。

$$f_{op,cl} = \max \left\{ \sum (A_{op} \sqrt{H_{op}}), \frac{A_r \sqrt{H_r}}{70} \right\}$$

この式において、 $f_{op,cl}$ 、 $A_{op}$ 、 $H_{op}$ 、 $A_r$ 、 $H_r$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

有効開口因子（単位 メートル<sup>2/3</sup>）

$A_{op}$  当該特定区画に設けられた各開口部（防火設備が設けられたものを除く。）の面積（単位 平方メートル）

$H_{op}$  当該特定区画に設けられた各開口部（防火設備が設けられたものを除く。）の上端から下端までの垂直距離（単位メートル）

$A_r$  当該特定区画の床面積（単位 平方メートル）

$H_r$  当該特定区画の床面から天井までの平均高さ（単位 メートル）

$t_{fr}$  防火設備（通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後当該加熱面以外の面に火炎を出さない時間が特定区画通常火災継続時間未満のものに限る。）に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後当該加熱面以外の面に火炎を出さない時間（単位 分）

$V_w$  損傷許容主要構造部に使用する木材の体積（単位 立方メートル）

$\sum (A_c I_h)$  平成十二年建設省告示第千四百三十三号第三第一項第一号(2)に規定する  $A_c$  及び  $I_h$  の積和

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（耐火構造の構造方法を定める件の一部改正）

第二条 耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百九十九号）の一部を次のように改正する。

（後略）

### 附 則（い）

この告示は、公布の日から施行する。

国土交通省告示第二百八十四号

(令和六年三月二十九日)

(改正(イ)) 令和七年二月二十八日国土交通省告示第百五十七号)

建築基準法第二十一条第二項に規定する建築物の部分又は防火設備の構造方法を定める件

第一 建築基準法(以下「法」という。)第二十一条第二項に規定する延べ面積が三千平方メートルを超える建築物の部分又は防火設備(いづれも建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号。以下「令」という。)第百九条の七第一項第一号に掲げる基準に適合するものに限る。)の構造方法は、次の各号に掲げる建築物(地階を除く階数が三以下のものであって、法別表第一(イ)欄(五)項又は(六)項に掲げる用途に供しないものに限る。)の延べ面積の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 四千五百平方メートル(建築物の全ての室(火災の発生のおそれの少ない室(令第二百二十八条の七第二項に規定する室をいう。以下同じ。)を除く。)にスプリンクラー設備(水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものを除く。)、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの(以下「スプリンクラー設備等」という。))が設けられているもの又は消火上有効な措置が講じられているものにあつては、六千平方メートル) 以下 次に掲げる基準に適合するものとすること。

イ 主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏は、準耐火構造とすること。

ロ 主要構造部である屋根(軒裏を除く。)は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する構造とし、かつ、平成十二年建設省告示第千三百六十五号第一各号のいずれかに掲げる構造方法を用いる構造とすること。

(1) 耐火構造

(2) 一時間準耐火基準(令第百二十二条第二項に規定する一時間準耐火基準をいう。以下同じ。)に適合する床の構造方法を用いる構造

(3) 準耐火構造の床の構造方法を用いる構造であつて、次に掲げる基準に適合するもの

(i) ハに規定する防火区画(以下この(3)において「防火区画」という。)を構成する壁にあつては、屋根の直下の天井裏に達せしめること。

(ii) 防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分(以下「取合い等の部分」という。)を、当該取合い等の

る廊下その他の通路であること。

(ii) 平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第一号から第五号までの規定は、当該火災の発生のおそれの少ない室について準用する。この場合において、これらの規定中「付室」とあるのは「付室又は廊下」と、同告示第一号八中「乗降ロビーの用に供する場合」とあるのは「乗降ロビー又は廊下の用に供する場合」と読み替えるものとする。

(iii) 給気口及び排煙口を、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。

ホ 令第十二条第二十項の規定は給水管、配電管その他の管が防火区画を貫通する場合に、同条第二十一項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が防火区画を貫通する場合について準用する。

ヘ 竪穴部分（令第十二条第十一項に定める竪穴部分をいう。以下このへ及びトにおいて同じ。）は、当該竪穴部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。以下同じ。）と一時間準耐火基準に適合する床若しくは壁又は次に掲げる基準に適合する防火設備で区画すること。

(1) 次の(i)又は(ii)に掲げる区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める防火設備とすること。

(i) 当該防火設備の加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）が面する室が令和六年国土交通省告示第二百二十九号第一に掲げる基準に適合する場合 準遮熱型特定防火設備

(ii) (i)に掲げる場合以外の場合 遮熱型特定防火設備

(2) ハ(2)及び(3)に適合するものとする。

ト への規定は、次に掲げる基準に適合する竪穴部分については、適用しない。

(1) 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなつてゐる部分、階段の部分その他これらに類する部分であること。

(2) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。(イ)

(3) 居室（玄関ホール、ロビーその他これらに類するものを除く。）を有しないこと。(イ)

(4) 竪穴部分等（竪穴部分（へ）に掲げる基準に適合するものを除く。）及び当該竪穴部分以外の部分（防火区画又はへに規定する区画により当該竪穴部分と区画されていない部分に限る。）をいう。(5)において同じ。)の外壁の開口部に特定防火設備を設けること。(イ)

(5) 竪穴部分等にある居室及び竪穴部分等に通ずる出入口又は竪穴部分等に通ずる廊下その他の通路に通ずる出入口が設けられている居室には、これらの居室から直通階段又はバルコニーその他これに類するもの（竪穴部分等にあるものを除く。以下この(5)において「直通階段等」という。）に通ずる出入口（避難階の居室にあっては、当該階における屋外への出口）又はこれら

の居室から直通階段等に通ずる廊下その他の通路（竪六部分等を経由しないで当該直通階段等に避難することができるものに限り、避難階の居室にあつては、当該階における屋外への出口に通ずるものに限る。）に通ずる出入口を設けること。（い）

チ 外壁及び外壁の開口部は、次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 外壁の屋外側の仕上げを不燃材料ですること。

(2) 地階を除く階数が二以上の建築物にあつては、外壁の開口部に四十五分間防火設備（令和元年国土交通省告示第百九十三号第一十三項に規定するものであつてハ(3)に該当するものをいい、シャッターその他これに類するものを除く。以下同じ。）を設けること。ただし、当該外壁の開口部の上部に防火上有効なひさしその他これに類するもので令和元年国土交通省告示第百九十三号第一項第三号ロ(2)(i)から(2)(iv)までのいずれかに掲げる構造方法を用いるものを防火上有効に設け、かつ、当該外壁の開口部に防火設備（法第二条第九号の二口に規定する防火設備であつてハ(3)に該当するものをいい、シャッターその他これに類するものを除く。次号ニ(1)(iii)及び(2)(iii)において同じ。）を設ける場合においては、この限りでない。

(3) 外壁の開口部の面積の合計の当該外壁の面積に対する割合が〇・四五以下であること。

二 四千五百平方メートル（建築物の全ての室（火災の発生のおそれの少ない室を除く。）にスプリンクラー設備等が設けられているもの又は消火上有効な措置が講じられているものにあつては、六千平方メートル）を超え、一万三千五百平方メートル以下 次に掲げる基準に適合すること。

イ 前号ハからチまでに掲げる基準に適合するものとする。

ロ 主要構造部である壁（外壁を除く。）、柱、床、はり及び屋根の軒裏を準耐火構造とし、屋根の構造を前号ロに定める構造とすること。

ハ 主要構造部である外壁は、次の(1)又は(2)に該当する構造とすること。

(1) 令和六年国土交通省告示第二百二十七号第二号ロに掲げる構造（火災継続予測時間が九十分以上のものに限る。）

(2) 耐火構造（令第一百七十七条第一号に掲げる技術的基準（通常の火災による火熱が一・五時間又は二時間加えられた場合に係る部分に限る。）に適合するものに限る。）

ニ 当該建築物（階段室及び付室の部分を除く。）が、床面積の合計四千五百平方メートル以内（建築物の全ての室（火災の発生のおそれの少ない室を除く。）にスプリンクラー設備等が設けられているもの又は消火上有効な措置が講じられているものにあつては、六千平方メートル）ごとに大規模延焼抑止壁等（壁等（令第百九条の八に規定する壁等をいう。以下同じ。）のうち、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じて当該(1)又は(2)に定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）で区画されていること。

(1) 間仕切壁、柱、はり及び防火設備により区画する場合 次に掲げる基準に適合するものとする。

及び階段その他これに類するものを除く。)とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法(延焼防止上支障がないものに限る。)のみで接するものであること。ただし、当該壁等以外の建築物の部分の特定主要構造部が耐火構造である場合においては、この限りでない。

へ 次の(1)又は(2)に掲げる大規模延焼抑止壁等で分離された一の建築物の部分(地階を除く階数が一のものに限る。以下このへにおいて同じ。)の外壁面と当該大規模延焼抑止壁等で分離された他の建築物の部分の外壁面のなす角(以下このへにおいて「外壁面のなす角」という。)の区分に応じ、当該(1)又は(2)に掲げる基準に適合すること。

(1) 外壁面のなす角が九十度を超えない場合 相互の外壁間の中心線から五メートル以下の距離にある外壁の開口部に四十五分間防火設備を設けること。

(2) 外壁面のなす角が九十度以上であり、百三十五度以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(i) 大規模延焼抑止壁等で分離された一の建築物の部分の外壁について、壁等を含み、幅十メートルにわたってその開口部に四十五分間防火設備を設けること。

(ii) (1)に掲げる基準に適合すること。

ト 地階を除く階数が一の建築物に高さが異なる部分がある場合であつて、壁等を当該建築物の低い部分(以下「低い部分」という。)に設ける場合においては、当該建築物の高い部分(以下「高い部分」という。)のうち、当該壁等からの水平距離が五メートル以内で、かつ、低い部分の屋根面からの垂直距離が七メートル以下である部分の外壁(低い部分に面する部分に限る。)の開口部に四十五分間防火設備が設けられていること。ただし、低い部分(当該壁等により分離された部分のうち高い部分を含まない部分に限る。)の屋根で、高い部分からの水平距離が五メートル以下である部分に開口部がない場合においては、この限りでない。

チ 給水管、配電管その他の管(以下このチ及びリにおいて「給水管等」という。)が壁等を貫通する場合において、当該給水管等及び当該壁等の構造は、次の(1)から(3)まで(リ(4)に適合する給水管等が壁等を貫通する場合にあつては、(2)及び(3)に掲げる基準に適合するものとする。)(イ)

(1) 給水管等が貫通する床又は壁の厚さが百ミリメートル以上であること。

(2) 給水管等が木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた床若しくは壁又は内部に中空部を有する床若しくは壁を貫通する場合にあつては、防火被覆(強化せっこうボード(ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたものに限る。)(3)(ii)において同じ。))を二枚以上張つたもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上であるものに限る。)が当該床又は壁の貫通

孔の内側に面する部分に設けられていること。

(3) 次の(i)又は(ii)のいずれかに該当するものであること。

(i) 給水管等と当該給水管等が貫通する壁等との隙間(2)の規定により(2)に規定する防火被覆が設けられた場合にあつては、当該防火被覆が設けられた部分との隙間。(ii)において同じ。)がモルタル又はコンクリートで埋められていること。

(ii) 給水管等と当該給水管等が貫通する壁等との隙間がロックウール又はアルカリアースシリケート(主たる構成物質が二酸化けい素、酸化カルシウム及び酸化マグネシウムである人造鉱物繊維材料をいい、かさ比重が0.128以上で、かつ、加熱線収縮率が三パーセント以下のものに限る。以下この(ii)において同じ。)で埋められ、かつ、当該ロックウール又はアルカリアースシリケートで埋められた部分(2)の規定により(2)に規定する防火被覆が設けられた場合にあつては、当該防火被覆が設けられた部分を含む。)のうち、当該壁等により分離された室の内部に面する部分(屋外に面する壁等を貫通する場合にあつては、屋外に面する部分を含む。)に防火被覆(厚さが二十一ミリメートル以上の強化せっこうボード又は繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板に限る。)が設けられていること。

リ チの壁等を貫通する給水管等の構造は、次の(1)から(4)までのいずれかに適合するものとする。ただし、給水管等が貫通する壁等が(2)に規定する火災の発生のおそれの少ない室のみを構成する場合において、当該室の内部に存するパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するもの(一時間準耐火基準に適合する床若しくは壁又は前号へ(1)及び(2)に掲げる基準に適合する防火設備で建築物の他の部分と区画されたものに限る。)の中にある当該給水管等の部分については、この限りでない。(い)

(2) 硬質塩化ビニルで造られた内管と繊維モルタル(有機物の量が重量の八パーセント以下のものに限る。)で造られた外管の二層構造としたものであつて、内管の肉厚並びに外管の外径及び肉厚を、次の表に掲げる内管の外径の区分に応じてそれぞれ同表に定める基準に適合するものとする。

内 管		外 管	
外径(単位 ミリメートル)	肉厚(単位 ミリメートル)	外径(単位 ミリメートル)	肉厚(単位 ミリメートル)
二六以下	三・〇以上	四五・五以上	六・〇以上
三二以下	三・五以上	四五・五以上	六・〇以上
三八以下	三・五以上	五一・五以上	六・〇以上

四八以下	三・六以上	六一以上	六・〇以上
六〇以下	四・一以上	七三以上	六・〇以上
七六以下	四・一以上	八九以上	六・〇以上
八九以下	五・五以上	一〇二以上	六・〇以上
一一四以下	六・六以上	一二九以上	六・五以上
一四〇以下	七・〇以上	一五六以上	七・〇以上
一六五以下	八・九以上	一八三以上	七・五以上

(3) 給水管等の外径を、当該給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じて平成十二年建設省告示第千四百二十二号に定める数値未満とすること。

(4) 令第百二十九条の二の四第一項第七号ハの国土交通大臣の認定を受けた構造のうち、当該認定において加熱開始後亀裂その他の損傷を生じないことが確かめられた時間が、六十分間（当該給水管等が二(2)に規定する火災の発生のおそれの少ない室のみを構成する壁等を貫通する場合にあつては、四十五分間）以上のものとする。

又 令第百十二条第二十一項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が壁等を貫通する場合について準用する。この場合において、同項中「特定防火設備」とあるのは、「特定防火設備（当該壁等が令和六年国土交通省告示第二百八十四号第一第二号二(2)に掲げる基準に適合する場合においては、四十五分間防火設備）」と読み替えるものとする。

第二 法第二十一条第二項に規定する建築物の部分又は防火設備（いずれも令第百九条の七第一項第二号に掲げる基準に適合するものに限る。）の構造方法は、令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第一項第一号若しくは第二号又は第二の規定に適合する構造とすることとする。

附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則 (5)

建築基準法に基づく国土交通省告示

この告示は、公布の日から施行する。

一八七八

国土交通省告示第四百四十五号 (令和六年五月三十一日)

(改正(イ) 令和七年三月二十七日国土交通省告示第二百十五号)

学校の木造の校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、学校における壁、柱及び横架材を木造とした校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を次のように定める。

第一 学校における壁、柱及び横架材を木造とした校舎の構造方法に関する安全上必要な技術的基準は、**建築基準法施行令第三章第三節に定めるところによるほか**、次の各号に掲げるものとする。(イ)

- 一 外壁には、九センチメートル角以上の木材の筋かいを使用すること。
  - 二 桁行が十二メートルを超える場合においては、桁行方向の間隔十二メートル以内ごとに九センチメートル角以上の木材の筋かいを使用した通し壁の間仕切壁を設けること。ただし、控柱又は控壁を適当な間隔に設け、かつ、昭和六十二年建設省告示第三千八百九十九号に規定する構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
  - 三 桁行方向の間隔二メートル(屋内運動場その他規模が大きい室においては、四メートル)以内ごとに柱、はり及び小屋組を配置し、柱とはり又は小屋組とを緊結すること。
  - 四 構造耐力上主要な部分である柱は、十三・五センチメートル角以上のもの(二階建ての一階の柱で、張り間方向又は桁行方向に相互の間隔が四メートル以上のもものについては、十三・五センチメートル角以上の柱を二本合わせて用いたもの又は十五センチメートル角以上のもの)とすること。
- 第二 第一の規定は、次の各号のいずれかに掲げる校舎については、適用しない。
- 一 建築基準法施行令第四十六条第二項第一号に掲げる基準に適合するもの
  - 二 建築基準法施行令第四百七条第一項に規定する応急仮設建築物等に該当するもの
  - 三 昭和五十六年建設省告示第千百号**第六**に規定する木造の建築物に該当するもの(イ)
  - 四 日本産業規格A三三〇一(木造校舎の構造設計標準)―二〇一五に適合するもの

附 則

(施行期日)

1 この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（学校の木造の校舎の日本産業規格を指定する件の廃止）

2 学校の木造の校舎の日本産業規格を指定する件（平成十二年建設省告示第千四百五十三号）は、廃止する。

#### 附則（い）

（施行期日）

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

（構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

2 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十三号）の一部を次のように改正する。

（後略）